

税 務 概 要  
(データ版)

令 和 元 年 度

## 目 次

I	豊島区の概要	
1	位 置	80
2	人口、世帯数	81
3	年齢別人口構成調 (図)	81
II	財 政	
1	一般会計決算額 (歳入)	82
2	一般会計決算額 (歳出)	82
3	一般会計歳入額の推移 (決算額) (図)	84
4	決算収入額に占める特別区税収入額の割合 (図)	85
III	特別区税の予算・決算 (法定外税除く)	
1	当初予算額	86
2	決算額	86
3	特別区税決算額と対前年度伸び率の推移 (図)	89
4	特別区税税目別構成比 (図)	89
5	特別区税当初予算対決算	90
IV	賦 課	
1	特別区民税	
(1)	現年度納税義務者数	91
(2)	所得区分別納税義務者数	91
(3)	給与所得者の特別徴収比率に関する調	91
(4)	特別区民税決算調定額	92
(5)	賦課徴収別調定額の推移 (図)	93
(6)	人口・納税義務者・調定額の対前年度伸び率の推移 (図)	93
(7)	所得区分別所得金額	94
(8)	特別区民税 課税標準段階別 納税義務者数	94
(9)	特別区民税 課税標準段階別 所得割額	94
(10)	法第 295 条等による非課税者数	94
(11)	退職分離分調定額・調定件数	96
(12)	分離譲渡所得に係る調定額	96
(13)	減免税額及び該当人数	96
(14)	納税義務者・人口 1 人当りの特別区民税課税額・収入額	96

2	軽自動車税	
(1)	車種別台数	98
(2)	車種別調定額	98
(図)	車種別台数および調定額の推移	99
3	特別区たばこ税	
(1)	現年課税分 調定額・収入額等	100
(2)	滞納繰越分 調定額・収入額等	100
(3)	売渡し本数	100
(図)	特別区たばこ税額、売渡し本数の推移（現年度）	100
V	徴 収 等	
1	徴 収	
(1)	特別区税の納付状況	101
(2)	前納報奨金交付状況	101
(3)	差押処分状況	101
(4)	督促状、催告書の発付状況	102
(5)	滞納繰越状況	102
(6)	処分停止状況	102
(7)	不納欠損処分状況	103
2	口座振替	
(1)	口座振替加入状況	103
(2)	口座振替収入金額状況	103
3	証明	
(1)	税証明発行状況	103
VI	法定外税	
1	経緯	104
2	狭小住戸集合住宅税	104
(1)	課税概要	104
(2)	狭小住戸集合住宅税の課税状況	105
VII	機 構	
1	区の機構	106
2	税務課分掌事務	107
VIII	そ の 他	
1	税率の変遷	108
◎	所得税及び住民税における所得控除等一覧	134
2	23区の状況	
(1)	特別区税徴収実績調	136
(2)	人口、納税義務者及び1人当り課税額・収入額	144

# I 豊島区の概要

## 1. 位置

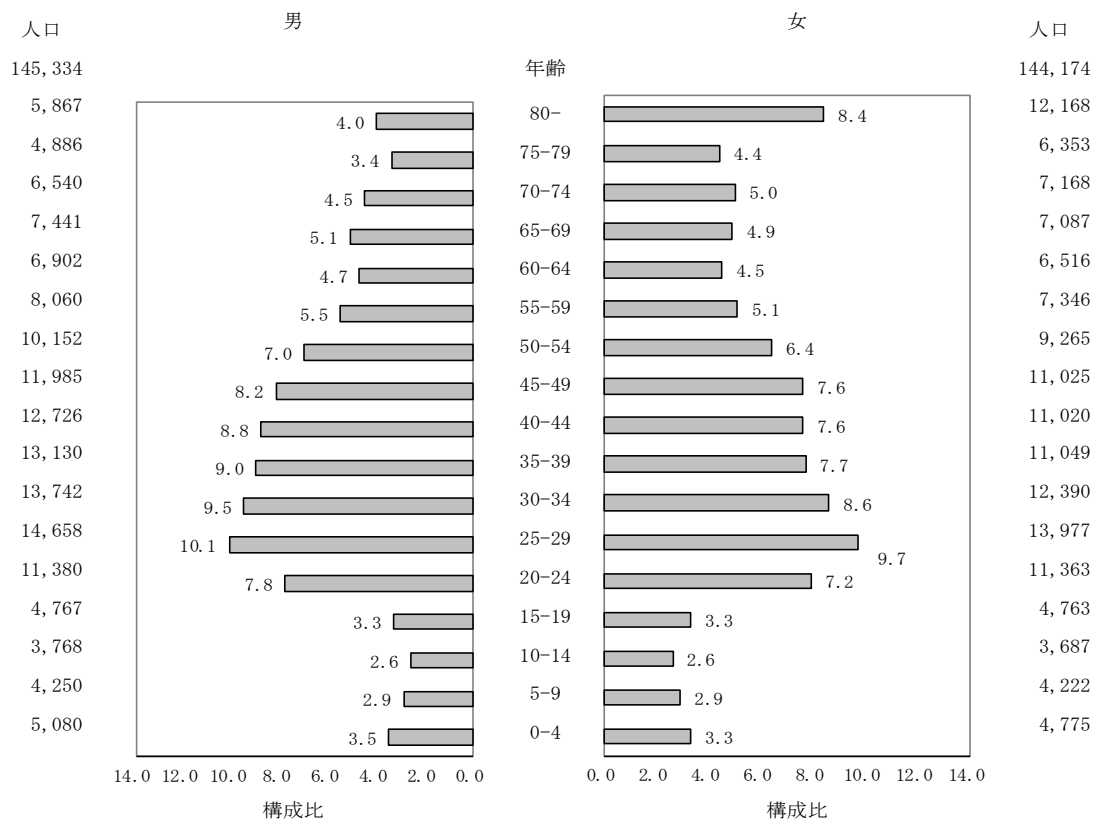
- ・位置：都心の北西に位置し、東は文京区、南は文京・新宿区、西は新宿・練馬区、北は板橋・北区に隣接している。
- ・面積：13.01km<sup>2</sup>
- ・人口：289,508人  
(平成31年1月1日現在 住民基本台帳による人口(24年7月9日より、外国人住民も住民基本台帳に登録されている。))
- ・世帯数：179,880世帯  
(平成31年1月1日現在 住民基本台帳による世帯)
- ・環境：副都心地域とそれを取りまく高密度住宅地の商業都市



## 2. 人口、世帯数（各年1月1日現在）（単位：人、世帯：％）

区分 年	人口		生産年齢		人口		世帯数		人口	
	人口	伸率	人口	伸率	人口	伸率	世帯数	伸率	人口	伸率
平成 26	252,110	0.9	175,437	0.3	19,533	2.5	163,481	1.4	271,643	1.0
27	253,891	0.7	175,394	△0.0	21,616	10.7	166,782	2.0	275,507	1.4
28	256,099	0.9	176,328	0.5	24,540	13.5	171,610	2.9	280,639	1.9
29	257,247	0.5	176,776	0.3	27,060	10.3	175,018	2.0	284,307	1.3
30	258,101	0.3	177,174	0.2	29,010	7.2	177,671	1.5	287,111	1.0
31	259,285	0.5	178,032	0.5	30,223	4.2	179,880	1.2	289,508	0.8

## 3. 年齢別人口構成調（平成31年1月1日現在・住民基本台帳より）



## Ⅱ 財 政

### 1. 一般会計決算額（歳入）

区分	年度	26 年度決算		27 年度決算		28 年度決算	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
歳入合計		132,353,330	100.00	140,040,704	100.00	128,151,433	100.00
特別区税		30,229,178	22.84	31,119,455	22.22	31,468,146	24.56
地方譲与税		416,331	0.31	435,949	0.31	430,717	0.34
利子割交付金		441,994	0.33	385,951	0.28	108,317	0.08
配当割交付金		560,557	0.42	465,992	0.33	354,198	0.28
株式等譲渡所得割交付金		473,125	0.36	460,530	0.33	207,035	0.16
地方消費税交付金		5,253,493	3.97	8,361,454	5.97	7,513,766	5.86
自動車取得税交付金		138,362	0.10	195,308	0.14	195,312	0.15
環境性能割交付金		-----	----	-----	----	-----	----
地方特例交付金		98,418	0.07	93,828	0.07	92,102	0.07
特別区交付金		30,309,038	22.90	30,678,312	21.91	30,404,900	23.73
交通安全対策特別交付金		25,113	0.02	26,478	0.02	24,722	0.02
分担金及び負担金		1,451,849	1.10	878,303	0.63	962,598	0.75
使用料及び手数料		2,956,311	2.23	3,512,733	2.51	3,521,919	2.75
国庫支出金		19,607,187	14.81	18,831,891	13.45	20,625,668	16.09
都支出金		6,683,812	5.05	7,241,526	5.17	8,281,948	6.46
財産収入		258,086	0.19	19,379,911	13.84	375,096	0.29
寄附金		59,368	0.04	14,012	0.01	13,696	0.01
繰入金		28,062,810	21.20	10,864,681	7.76	11,173,710	8.72
繰越金		49,462	0.04	800,085	0.57	373,155	0.29
諸収入		2,215,836	1.67	3,553,305	2.54	3,862,126	3.01
特別区債		3,063,000	2.31	2,741,000	1.96	8,162,300	6.37
運用金		-----	----	-----	----	-----	----

### 2. 一般会計決算額（歳出）

区分	年度	26 年度決算		27 年度決算		28 年度決算	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
歳出合計		129,579,385	100.00	136,717,628	100.00	125,549,433	100.00
議会費		648,434	0.50	858,268	0.63	686,566	0.55
総務費		26,842,971	20.72	15,807,673	11.56	12,958,574	10.32
福祉費		41,721,905	32.20	43,738,684	31.99	45,782,424	36.47
衛生費		3,219,839	2.48	3,463,328	2.53	3,529,518	2.81
環境清掃費		3,823,122	2.95	3,720,300	2.72	3,877,537	3.09
都市整備費		6,613,761	5.10	4,100,873	3.00	4,882,161	3.89
土木費		4,916,546	3.79	5,088,437	3.72	7,820,277	6.23
文化商工費		3,449,374	2.66	3,921,523	2.87	4,909,371	3.91
教育費		10,116,510	7.81	9,949,396	7.28	15,844,676	12.62
公債費		3,241,494	2.50	4,111,773	3.01	2,652,198	2.11
諸支出金		24,985,429	19.28	41,957,373	30.69	22,606,130	18.01
予備費		0	0.00	0	0.00	0	0.00
歳入歳出差引額		2,773,945		3,323,076		2,602,000	

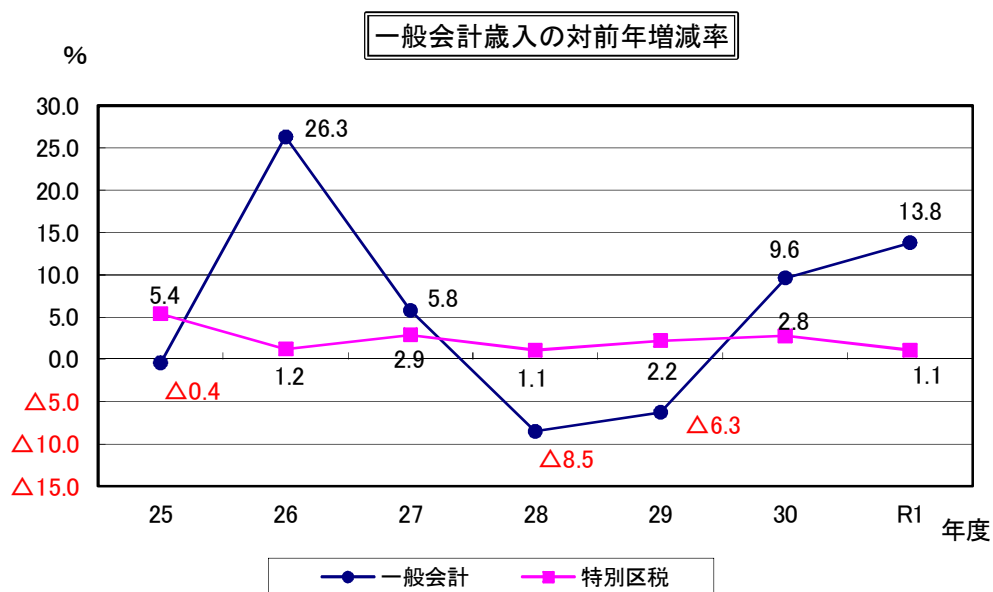
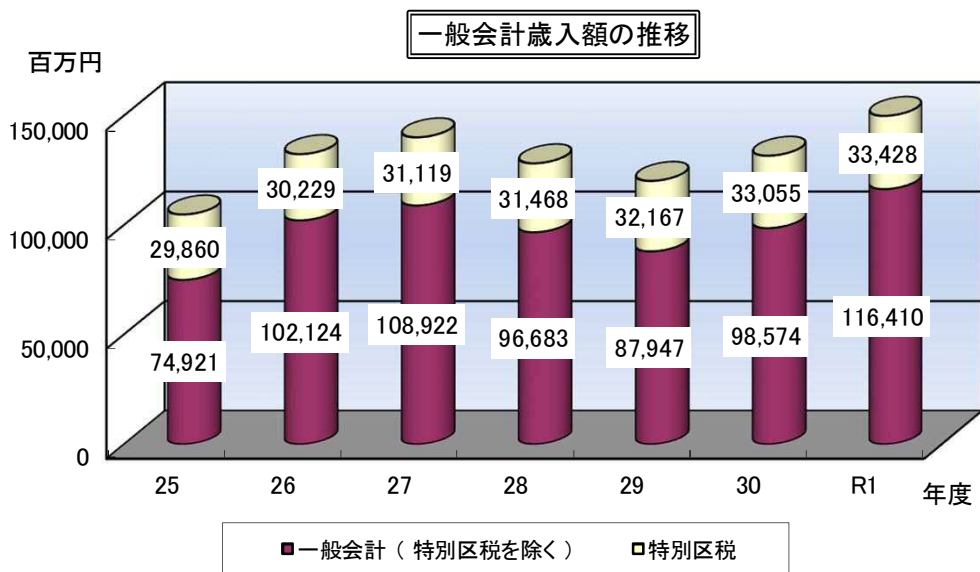
(単位：千円、%) \*令和元年度は当初予算

29 年度決算			30 年度決算		令和元 年度予算	
金 額	構成比		金 額	構成比	金 額	構成比
120,114,251	100.00		131,628,901	100.00	149,837,863	100.00
32,166,538	26.78		33,054,713	25.11	33,428,170	22.31
428,984	0.36		425,942	0.32	424,000	0.28
116,400	0.10		124,604	0.09	100,000	0.07
479,751	0.40		415,624	0.32	350,000	0.23
481,482	0.40		340,175	0.26	300,000	0.20
7,676,797	6.39		6,549,051	4.98	6,004,000	4.01
245,070	0.20		253,075	0.19	125,000	0.08
-----	-----		-----	-----	37,000	0.02
94,475	0.08		107,514	0.08	107,000	0.07
28,799,124	23.98		32,664,959	24.82	31,700,000	21.16
24,017	0.02		24,367	0.02	24,000	0.02
1,185,199	0.99		1,338,931	1.02	1,548,262	1.03
3,400,977	2.83		3,322,172	2.52	3,545,057	2.37
20,690,718	17.23		21,091,234	16.02	23,240,286	15.51
9,577,394	7.97		9,920,900	7.54	11,364,081	7.58
396,328	0.33		509,770	0.39	3,380,566	2.26
114,140	0.10		305,110	0.23	178,641	0.12
7,216,742	6.01		16,680,332	12.67	17,236,123	11.50
138,004	0.11		243,499	0.18	1	0.00
3,675,711	3.06		3,857,224	2.93	3,947,676	2.63
3,206,400	2.67		399,700	0.30	12,798,000	8.54
-----	-----		-----	-----	-----	-----

(単位：千円、%) \*令和元年度は当初予算

29 年度決算		平成30年度より、 予算科目に変更あり	30 年度決算		令和元 年度予算	
金 額	構成比		金 額	構成比	金 額	構成比
117,286,332	100.00		128,593,351	100.00	149,837,863	100.00
673,381	0.57	議 会 費	675,554	0.53	701,145	0.47
12,437,038	10.60	政策経営費	15,097,926	11.74	5,922,225	3.95
49,016,910	41.79	総 務 費	6,666,336	5.18	7,379,646	4.93
3,586,427	3.06	区 民 費	11,398,862	8.86	11,489,193	7.67
3,934,771	3.35	文化商工費	6,058,828	4.71	21,469,607	14.33
4,902,680	4.18	環境清掃費	4,128,278	3.21	4,530,061	3.02
6,834,112	5.83	福 祉 費	30,383,890	23.63	30,140,564	20.12
4,038,961	3.44	衛 生 費	3,861,665	3.00	4,386,225	2.93
9,747,235	8.31	子ども家庭費	23,762,966	18.48	27,994,643	18.68
4,604,662	3.93	都市整備費	15,226,522	11.84	21,141,855	14.11
17,510,154	14.93	教 育 費	8,450,376	6.57	11,779,410	7.86
0	0.00	公 債 費	2,882,141	2.24	2,703,289	1.80
		予 備 費	0	0.00	200,000	0.13
2,827,919			3,035,550		0	

### 3. 一般会計歳入額の推移（決算額）



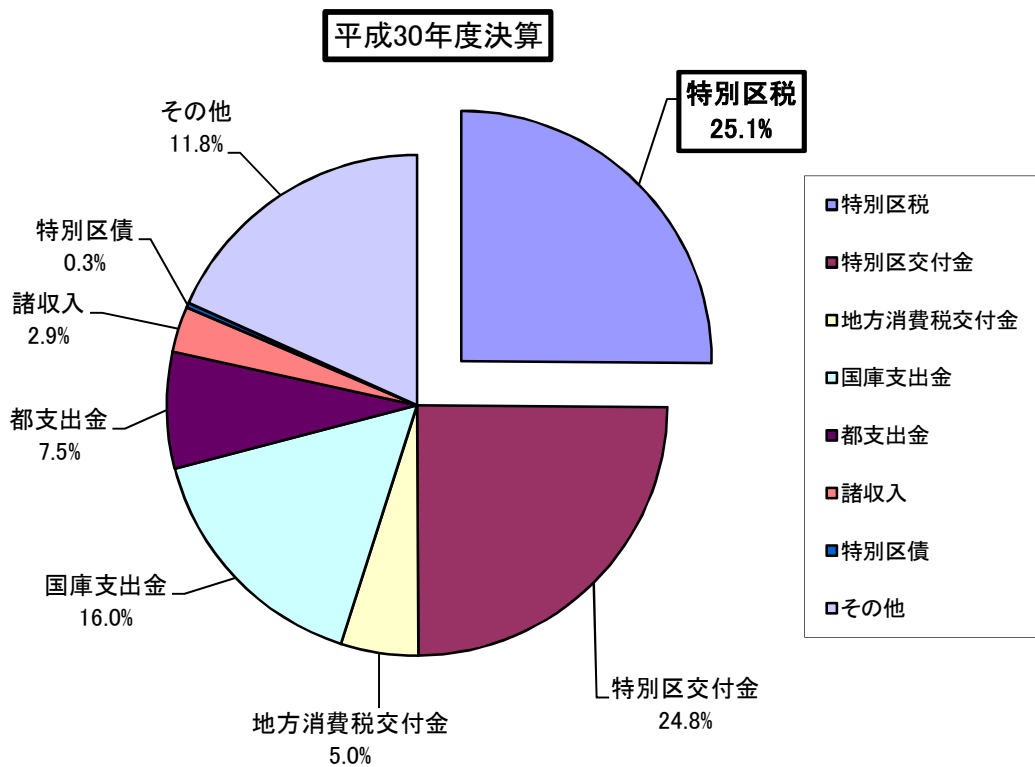
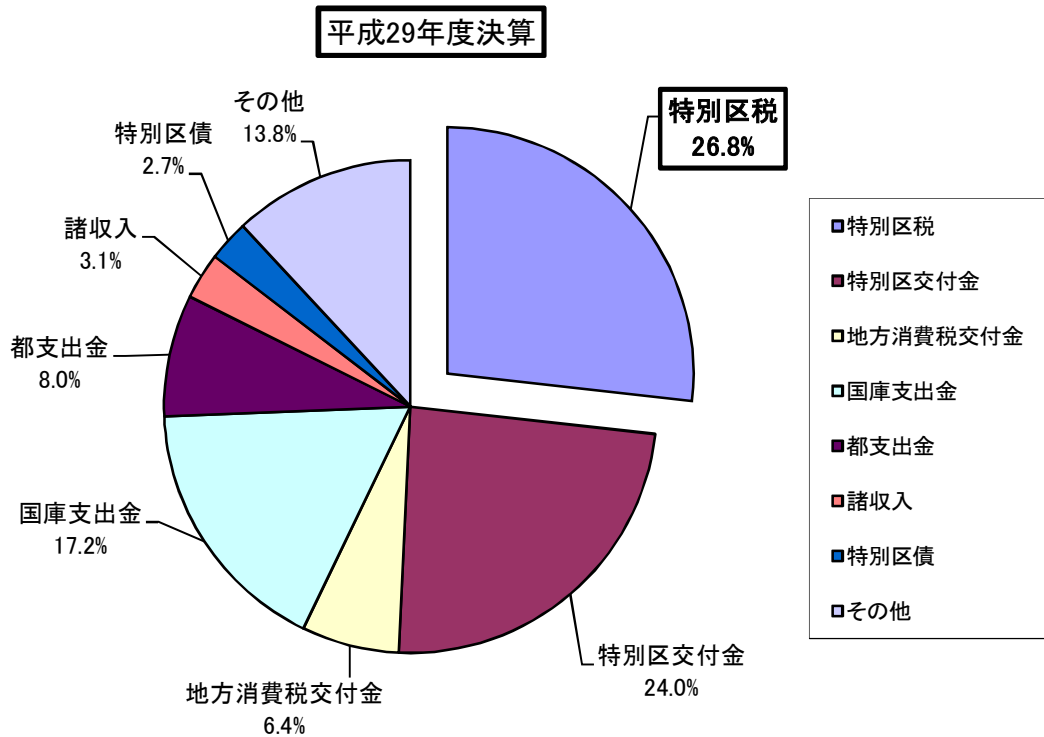
(単位: 百万円、%)

年 度	25	26	27	28	29	30	R1
一般会計歳入決算額	104,781	132,353	140,041	128,151	120,114	131,629	149,838
対前年比	3.1	26.3	5.8	△8.5	△6.3	9.6	13.8
特別区税除く	74,921	102,124	108,922	96,683	87,947	98,574	116,410
対前年比	△2.6	36.3	6.7	△11.2	△9.0	12.1	18.1
特別区税歳入額	29,860	30,229	31,119	31,468	32,167	33,055	33,428
対前年比	5.4	1.2	2.9	1.1	2.2	2.8	1.1

※最新年度は、当初予算額である。



#### 4. 決算収入額に占める特別区税収入額の割合（決算額）



### Ⅲ 特別区税の予算・決算（法定外税除く）

#### 1. 当初予算額

（単位：千円、％）

年度 区分		平成26年度				平成27年度				
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	
特別 区 民 税	現年度	25,740,527	25,122,104	97.60%	6.11	26,263,348	25,665,888	97.73%	2.16	
	内 訳	普通徴収	8,844,218	8,272,741	93.54%	7.51	8,780,446	8,231,619	93.75%	△ 0.50
		特別徴収	16,896,309	16,849,363	99.72%	5.43	17,482,902	17,434,269	99.72%	3.47
	過年度	161,712	109,965	68.00%	△ 0.91	160,858	109,384	68.00%	△ 0.53	
	現年課税分	25,902,239	25,232,069	97.41%	6.07	26,424,206	25,775,272	97.54%	2.15	
	滞納繰越分	1,983,097	594,929	30.00%	△ 5.75	1,637,766	577,476	35.26%	△ 2.93	
	計	27,885,336	25,826,998	92.62%	5.77	28,061,972	26,352,748	93.91%	2.04	
軽 自 動 車 税	現年課税分	62,368	59,605	95.57%	0.53	63,320	60,996	96.33%	2.33	
	滞納繰越分	10,121	1,984	19.60%	6.27	7,313	1,811	24.76%	△ 8.72	
	計	72,489	61,589	84.96%	0.70	70,633	62,807	88.92%	1.98	
た ば こ 税	現年課税分	3,573,972	3,573,972	100.00%	△ 2.79	3,432,317	3,432,317	100.00%	△ 3.96	
	滞納繰越分	1	1	100.00%	0.00	1	1	100.00%	0.00	
	計	3,573,973	3,573,973	100.00%	△ 2.79	3,432,318	3,432,318	100.00%	△ 3.96	
現年課税分計		29,538,579	28,865,646	97.72%	4.88	29,919,843	29,268,585	97.82%	1.40	
滞納繰越分計		1,993,219	596,914	29.95%	△ 5.72	1,645,080	579,288	35.21%	△ 2.95	
合計		31,531,798	29,462,560	93.44%	4.64	31,564,923	29,847,873	94.56%	1.31	

#### 2. 決算額

（単位：千円、％）

年度 区分		平成26年度				平成27年度				
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	
特別 区 民 税	現年度	25,922,190	25,432,452	98.11%	3.23	26,899,860	26,450,901	98.33%	4.00	
	内 訳	普通徴収	8,758,342	8,282,763	94.57%	2.46	8,733,222	8,301,800	95.06%	0.23
		特別徴収	17,163,848	17,149,689	99.92%	3.60	18,166,638	18,149,101	99.90%	5.83
	過年度	140,715	110,454	78.49%	△ 16.40	145,444	131,396	90.34%	18.96	
	現年課税分	26,062,905	25,542,906	98.00%	3.12	27,045,304	26,582,297	98.29%	4.07	
	滞納繰越分	1,734,621	634,078	36.55%	△ 11.58	1,398,046	517,952	37.05%	△ 18.31	
	計	27,797,526	26,176,984	94.17%	2.71	28,443,350	27,100,249	95.28%	3.53	
軽 自 動 車 税	現年課税分	63,430	61,586	97.09%	0.86	63,896	61,993	97.02%	0.66	
	滞納繰越分	7,937	1,709	21.53%	△ 26.15	6,880	1,288	18.72%	△ 24.63	
	計	71,367	63,295	88.69%	△ 0.13	70,776	63,281	89.41%	△ 0.02	
た ば こ 税	現年課税分	3,603,399	3,603,399	100.00%	△ 3.36	3,535,425	3,535,425	100.00%	△ 1.89	
	滞納繰越分	0	0	--	--	0	0	--	--	
	計	3,603,399	3,603,399	100.00%	△ 3.36	3,535,425	3,535,425	100.00%	△ 1.89	
現年課税分計		29,729,734	29,207,891	98.24%	2.27	30,644,625	30,179,715	98.48%	3.33	
滞納繰越分計		1,742,558	635,787	36.49%	△ 11.62	1,404,926	519,240	36.96%	△ 18.33	
合計		31,472,292	29,843,678	94.83%	1.93	32,049,551	30,698,955	95.79%	2.87	

当初予算額

(単位：千円、%)

年度 区分		平成28年度				平成29年度				
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	
特別 区 民 税	現年度	27,121,533	26,597,864	98.07%	3.63	27,406,368	26,969,048	98.40%	1.40	
	内 訳	普通徴収	8,696,539	8,224,317	94.57%	△ 0.09	7,001,005	6,620,850	94.57%	△ 19.50
		特別徴収	18,424,994	18,373,547	99.72%	5.39	20,405,363	20,348,197	99.72%	10.75
	過年度	140,470	95,521	68.00%	△ 12.67	140,381	95,459	68.00%	△ 0.06	
	現年課税分	27,262,003	26,693,385	97.91%	3.56	27,546,749	27,064,507	98.25%	1.39	
	滞納繰越分	1,359,453	496,880	36.55%	△ 13.96	1,146,355	418,993	36.55%	△ 15.68	
	計	28,621,456	27,190,265	95.00%	3.18	28,693,104	27,483,500	95.78%	1.08	
軽 自 動 車 税	現年課税分	77,816	74,960	96.33%	22.89	80,743	77,780	96.33%	3.76	
	滞納繰越分	5,959	1,475	24.75%	△ 18.55	5,849	1,095	18.72%	△ 25.76	
	計	83,775	76,435	91.24%	21.70	86,592	78,875	91.09%	3.19	
た ば こ 税	現年課税分	3,374,068	3,374,068	100.00%	△ 1.70	3,268,409	3,268,409	100.00%	△ 3.13	
	滞納繰越分	1	1	100.00%	0.00	1	1	100.00%	0.00	
	計	3,374,069	3,374,069	100.00%	△ 1.70	3,268,410	3,268,410	100.00%	△ 3.13	
現年課税分計		30,713,887	30,142,413	98.14%	2.99	30,895,901	30,410,696	98.43%	0.89	
滞納繰越分計		1,365,413	498,356	36.50%	△ 13.97	1,152,205	420,089	36.46%	△ 15.71	
合計		32,079,300	30,640,769	95.52%	2.66	32,048,106	30,830,785	96.20%	0.62	

決算額

(単位：千円、%)

年度 区分		平成28年度				平成29年度				
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	
特別 区 民 税	現年度	27,606,473	27,115,387	98.22%	2.51	28,337,169	27,849,853	98.28%	2.71	
	内 訳	普通徴収	8,625,255	8,162,077	94.63%	△ 1.68	8,258,225	7,802,370	94.48%	△ 4.41
		特別徴収	18,981,218	18,953,310	99.85%	4.43	20,078,944	20,047,483	99.84%	5.77
	過年度	127,639	105,386	82.57%	△ 19.80	169,093	141,108	83.45%	33.90	
	現年課税分	27,734,112	27,220,773	98.15%	2.40	28,506,262	27,990,961	98.19%	2.83	
	滞納繰越分	1,131,351	434,529	38.41%	△ 16.11	1,010,985	456,103	45.11%	4.96	
	計	28,865,463	27,655,302	95.81%	2.05	29,517,247	28,447,064	96.37%	2.86	
軽 自 動 車 税	現年課税分	83,003	80,170	96.59%	29.32	84,170	81,416	96.73%	1.55	
	滞納繰越分	5,997	1,121	18.69%	△ 12.97	6,868	1,577	22.96%	40.68	
	計	89,000	81,291	91.34%	28.46	91,038	82,993	91.16%	2.09	
た ば こ 税	現年課税分	3,408,054	3,408,054	100.00%	△ 3.60	3,195,981	3,195,981	100.00%	△ 6.22	
	滞納繰越分	0	0	--	--	0	0	--	--	
	計	3,408,054	3,408,054	100.00%	△ 3.60	3,195,981	3,195,981	100.00%	△ 6.22	
現年課税分計		31,225,169	30,708,997	98.35%	1.75	31,786,413	31,268,358	98.37%	1.82	
滞納繰越分計		1,137,348	435,650	38.30%	△ 16.10	1,017,853	457,680	44.97%	5.06	
合計		32,362,517	31,144,647	96.24%	1.45	32,804,266	31,726,038	96.71%	1.87	

## 当初予算額

(単位：千円、%)

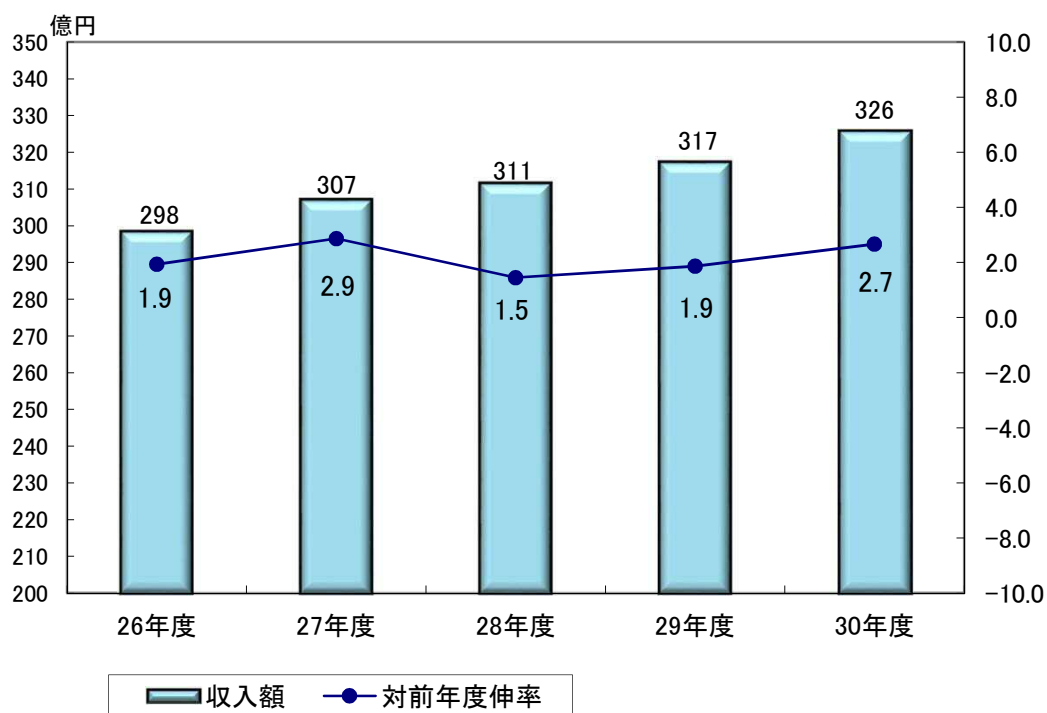
年度 区分		平成30年度				令和元年度				
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	
特別 区 民 税	現年度	28,508,868	28,011,070	98.25%	3.86	29,919,158	29,453,886	98.44%	5.15	
	内 訳	普通徴収	8,116,869	7,676,123	94.57%	15.94	8,627,230	8,201,045	95.06%	6.84
		特別徴収	20,391,999	20,334,947	99.72%	△ 0.07	21,291,928	21,252,841	99.82%	4.51
	過年度	121,578	82,673	68.00%	△ 13.39	173,873	132,700	76.32%	60.51	
	現年課税分	28,630,446	28,093,743	98.13%	3.80	30,093,031	29,586,586	98.32%	5.31	
	滞納繰越分	1,071,827	411,689	38.41%	△ 1.74	997,723	422,935	42.39%	2.73	
	計	29,702,273	28,505,432	95.97%	3.72	31,090,754	30,009,521	96.52%	5.28	
軽 自 動 車 税	現年課税分	83,315	80,257	96.33%	3.18	83,714	80,642	96.33%	0.48	
	滞納繰越分	7,718	1,445	18.72%	31.96	7,614	1,425	18.72%	△ 1.38	
	計	91,033	81,702	89.75%	3.58	91,328	82,067	89.86%	0.45	
た ば こ 税	現年課税分	3,084,446	3,084,446	100.00%	△ 5.63	3,034,812	3,034,812	100.00%	△ 1.61	
	滞納繰越分	1	1	100.00%	0.00	1	1	100.00%	0.00	
	計	3,084,447	3,084,447	100.00%	△ 5.63	3,034,813	3,034,813	100.00%	△ 1.61	
現年課税分計		31,798,207	31,258,446	98.30%	2.79	33,211,557	32,702,040	98.47%	4.62	
滞納繰越分計		1,079,546	413,135	38.27%	△ 1.66	1,005,338	424,361	42.21%	2.72	
合計		32,877,753	31,671,581	96.33%	2.73	34,216,895	33,126,401	96.81%	4.59	

## 決算額

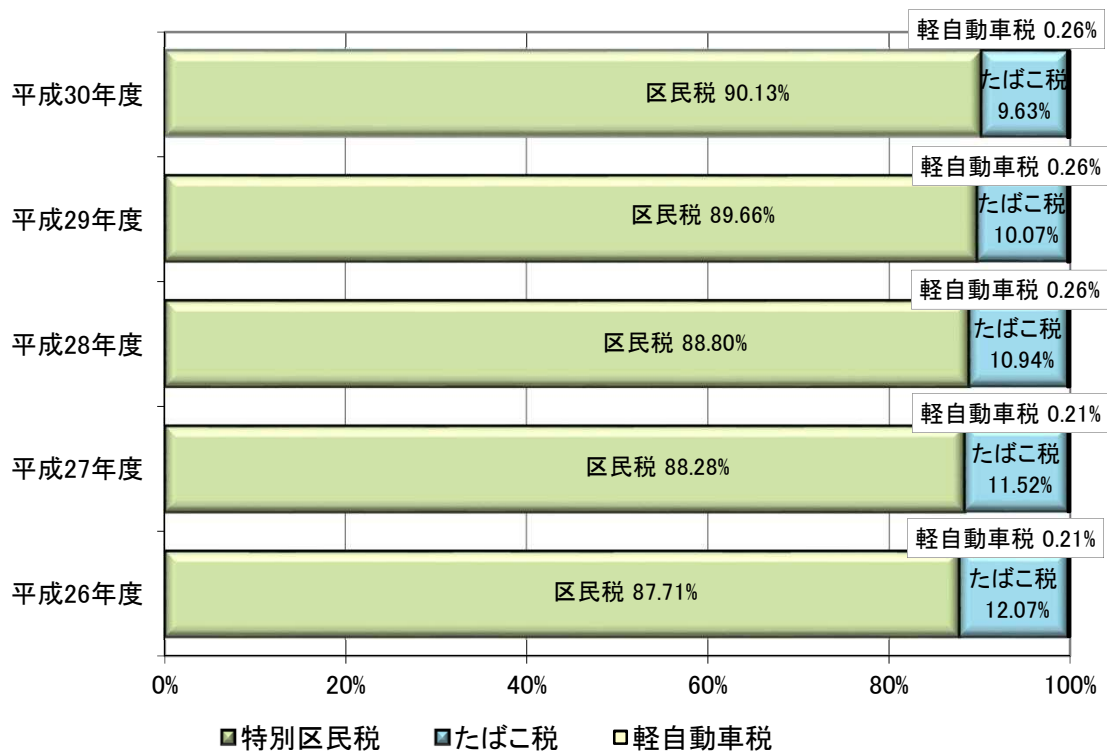
(単位：千円、%)

年度 区分		平成30年度				
		調定額	収入額	収入歩合	対前年度 伸び率	
特別 区 民 税	現年度	29,304,992	28,816,321	98.33%	3.47	
	内 訳	普通徴収	8,501,150	8,042,088	94.60%	3.07
		特別徴収	20,803,842	20,774,233	99.86%	3.63
	過年度	166,606	130,180	78.14%	△ 7.74	
	現年課税分	29,471,598	28,946,501	98.22%	3.41	
	滞納繰越分	967,765	408,971	42.26%	△ 10.33	
	計	30,439,363	29,355,472	96.44%	3.19	
軽 自 動 車 税	現年課税分	84,557	81,853	96.80%	0.54	
	滞納繰越分	7,273	1,349	18.55%	△ 14.46	
	計	91,830	83,202	90.60%	0.25	
た ば こ 税	現年課税分	3,132,540	3,132,540	100.00%	△ 1.99	
	滞納繰越分	0	0	--	--	
	計	3,132,540	3,132,540	100.00%	△ 1.99	
現年課税分計		32,688,695	32,160,894	98.39%	2.85	
滞納繰越分計		975,038	410,320	42.08%	△ 10.35	
合計		33,663,733	32,571,214	96.75%	2.66	

### 3. 特別区税決算額と対前年度伸び率の推移 (法定外税除く)



### 4. 特別区税税目別構成比 (決算収入額) (法定外税除く)



## 5. 特別区税当初予算対決算 (法定外税除く)

### (1) 調定額

(単位：千円、%)

年度	特別区税			特別区民税		
	当初予算	決算	誤差率	当初予算	決算	誤差率
平成26年度	31,531,798	31,472,292	△0.19	27,885,336	27,797,526	△0.31
平成27年度	31,564,923	32,049,551	1.54	28,061,972	28,443,350	1.36
平成28年度	32,079,300	32,362,517	0.88	28,621,456	28,865,463	0.85
平成29年度	32,048,106	32,804,266	2.36	28,693,104	29,517,247	2.87
平成30年度	32,877,753	33,663,733	2.39	29,702,273	30,439,363	2.48

(単位：千円、%)

年度	軽自動車税			特別区たばこ税		
	当初予算	決算	誤差率	当初予算	決算	誤差率
平成26年度	72,489	71,367	△1.55	3,573,973	3,603,399	0.82
平成27年度	70,633	70,776	0.20	3,432,318	3,535,425	3.00
平成28年度	83,775	89,000	6.24	3,374,069	3,408,054	1.01
平成29年度	86,592	91,038	5.13	3,268,410	3,195,981	△2.22
平成30年度	91,033	91,830	0.88	3,084,447	3,132,540	1.56

### (2) 収入額

(単位：千円、%)

年度	特別区税			特別区民税		
	当初予算	決算	誤差率	当初予算	決算	誤差率
平成26年度	29,462,560	29,843,678	1.29	25,826,998	26,176,984	1.36
平成27年度	29,847,873	30,698,955	2.85	26,352,748	27,100,249	2.84
平成28年度	30,640,769	31,144,647	1.64	27,190,265	27,655,302	1.71
平成29年度	30,830,785	31,726,038	2.90	27,483,500	28,447,064	3.51
平成30年度	31,671,581	32,571,214	2.84	28,505,432	29,355,472	2.98

(単位：千円、%)

年度	軽自動車税			特別区たばこ税		
	当初予算	決算	誤差率	当初予算	決算	誤差率
平成26年度	61,589	63,295	2.77	3,573,973	3,603,399	0.82
平成27年度	62,807	63,281	0.75	3,432,318	3,535,425	3.00
平成28年度	76,435	81,291	6.35	3,374,069	3,408,054	1.01
平成29年度	78,875	82,993	5.22	3,268,410	3,195,981	△2.22
平成30年度	81,702	83,202	1.84	3,084,447	3,132,540	1.56

## IV 賦 課

### 1. 特別区民税

#### (1) 現年度納税義務者数(決算)

(単位：人、%)

年度	区分		実際納税義務者数					
	(A + B - C)		普通徴収 (A)		特別徴収 (B)		重複 (C)	
		前年比		前年比		前年比		前年比
平成26年度	150,184	2.47	72,673	0.70	83,810	4.24	6,299	5.00
平成27年度	153,344	2.10	70,874	△2.48	89,085	6.29	6,615	5.02
平成28年度	158,558	3.40	71,384	0.72	94,263	5.81	7,089	7.17
平成29年度	163,558	3.15	68,768	△3.66	102,264	8.49	7,474	5.43
平成30年度	167,334	2.31	69,546	1.13	105,560	3.22	7,772	3.99

年度	区分		実際納税義務者数					
	(A + B - C)		均等割のみ		所得割のみ		均等割と所得割	
		前年比		前年比		前年比	相方	前年比
平成26年度	150,184	2.47	6,906	7.55	0	-----	143,278	2.23
平成27年度	153,344	2.10	6,831	△1.09	0	-----	146,513	2.26
平成28年度	158,558	3.40	6,815	△0.23	0	-----	151,743	3.57
平成29年度	163,558	3.15	6,775	△0.59	0	-----	156,783	3.32
平成30年度	167,334	2.31	7,129	5.23	0	-----	160,205	2.18

#### (2) 所得区分別納税義務者数(各年7月1日現在、市町村課税状況調 第2表による)

(単位：人、%)

年度	区分		実際納税義務者数					
	(A + B - C)		均等割のみ		所得割のみ		均等割、所得割	
		前年比		前年比		前年比	相方	前年比
平成27年度	150,818	2.07	6,196	△1.88	0	-----	144,622	2.25
平成28年度	156,090	3.50	6,196	0.00	0	-----	149,894	3.65
平成29年度	160,908	3.09	6,202	0.10	0	-----	154,706	3.21
平成30年度	164,859	2.46	6,507	4.92	0	-----	158,352	2.36
令和元年度	168,120	1.98	6,613	1.63	0	-----	161,507	1.99
給与所得者	138,557	-----	2,553	-----	0	-----	136,004	-----
営業等所得者	7,560	-----	735	-----	0	-----	6,825	-----
農業所得者	0	-----	0	-----	0	-----	0	-----
その他所得者	21,044	-----	2,366	-----	0	-----	18,678	-----
家屋敷等のみ	959	-----	959	-----		-----		-----

#### (3) 給与所得者の特別徴収比率に関する調(各年7月1日現在、市町村課税状況調 調書3より)

(単位：人、%)

年度	区分		給与特徴比率			
	(A/B)		給与特徴に係る納税義務者数 (A)		給与所得者 (B)	
		前年比		前年比		前年比
平成27年度	69.75%	4.26	87,668	7.05	125,697	2.68
平成28年度	71.55%	2.58	93,757	6.95	131,042	4.25
平成29年度	74.91%	4.69	101,704	8.48	135,776	3.61
平成30年度	75.51%	0.81	105,352	3.59	139,517	2.76
令和元年度	75.98%	0.61	108,466	2.96	142,764	2.33

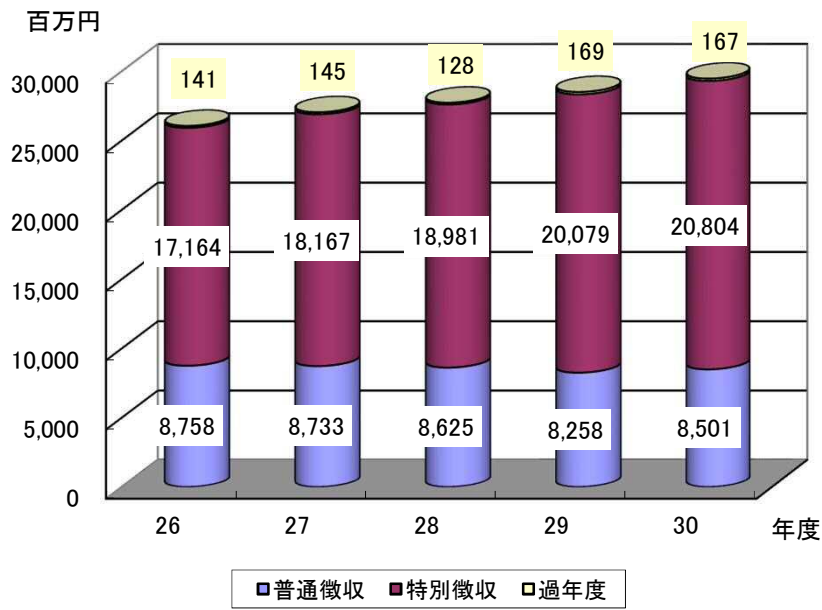
## (4) 特別区民税決算調定額 (現年課税分)

(単位：千円、%)

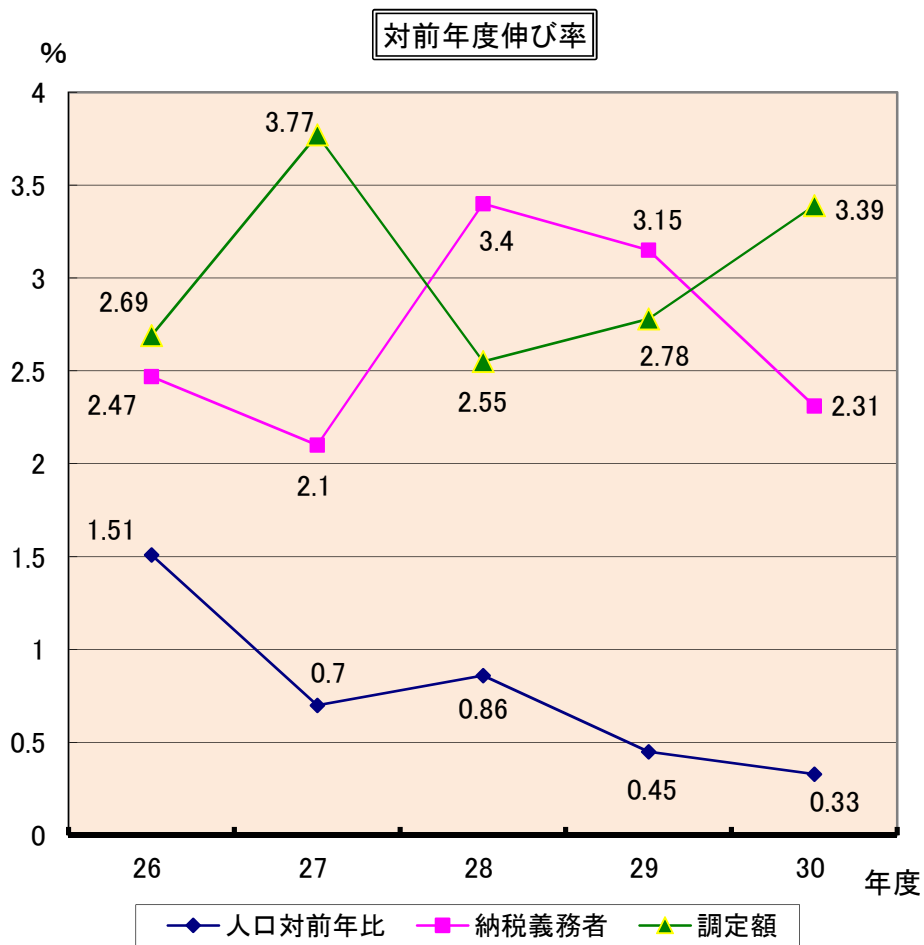
年度	区分	総計			均等割			所得割			
			構成比	前年度比		構成比	前年度比		構成比	前年度比	
平成26年度		26,062,905	100.00	2.69	518,012	100.00	17.75	25,544,893	100.00	2.42	
	普通徴収	8,758,342	33.60	1.21	212,584	41.04	16.33	8,545,758	33.45	0.88	
	特別徴収	17,163,848	65.86	3.62	302,744	58.44	18.88	16,861,104	66.01	3.38	
	給与	現年度分	13,907,302	53.36	3.92	230,339	44.47	21.74	13,676,963	53.54	3.66
		前年度分	2,544,278	9.76	2.87	35,799	6.91	3.30	2,508,479	9.82	2.86
	年金	年金特徴	712,268	2.73	-----	36,606	7.07	-----	675,662	2.64	-----
		過年度	140,715	0.54	△13.68	2,684	0.52	7.27	138,031	0.54	△14.00
平成27年度		27,045,304	100.00	3.77	534,487	100.01	3.18	26,510,817	100.00	3.78	
	普通徴収	8,733,222	32.29	△0.29	206,019	38.55	△3.09	8,527,203	32.16	△0.22	
	特別徴収	18,166,638	67.17	5.84	325,915	60.98	7.65	17,840,723	67.30	5.81	
	給与	現年度分	14,820,119	54.80	6.56	245,667	45.96	6.65	14,574,452	54.98	6.56
		前年度分	2,661,233	9.84	4.60	43,490	8.14	21.48	2,617,743	9.87	4.36
	年金	年金特徴	685,286	2.53	-----	36,758	6.88	-----	648,528	2.45	-----
		過年度	145,444	0.54	3.36	2,553	0.48	△4.88	142,891	0.54	3.52
平成28年度		27,734,112	100.00	2.55	552,514	100.00	3.37	27,181,598	100.00	2.53	
	普通徴収	8,625,255	31.10	△1.24	204,978	37.10	△0.51	8,420,277	30.98	△1.25	
	特別徴収	18,981,218	68.44	4.48	344,620	62.37	5.74	18,636,598	68.56	4.46	
	給与	現年度分	15,452,635	55.72	4.27	260,853	47.21	6.18	15,191,782	55.89	4.24
		前年度分	2,835,172	10.22	6.54	46,366	8.39	6.61	2,788,806	10.26	6.53
	年金	年金特徴	693,411	2.50	-----	37,401	6.77	-----	656,010	2.41	-----
		過年度	127,639	0.46	△12.24	2,916	0.53	14.22	124,723	0.46	△12.71
平成29年度		28,506,262	100.00	2.78	569,486	100.00	3.07	27,936,776	100.00	2.78	
	普通徴収	8,258,225	28.97	△4.26	195,226	34.28	△4.76	8,062,999	28.86	△4.24	
	特別徴収	20,078,944	70.44	5.78	370,742	65.10	7.58	19,708,202	70.55	5.75	
	給与	現年度分	16,398,457	57.53	6.12	282,388	49.59	8.26	16,116,069	57.69	6.08
		前年度分	2,961,737	10.39	4.46	49,185	8.64	6.08	2,912,552	10.43	4.44
	年金	年金特徴	718,750	2.52	-----	39,169	6.88	-----	679,581	2.43	-----
		過年度	169,093	0.59	32.48	3,518	0.62	20.64	165,575	0.59	32.75
平成30年度		29,471,598	100.01	3.39	584,601	100.00	2.65	28,886,997	100.00	3.40	
	普通徴収	8,501,150	28.85	2.94	195,647	33.47	0.22	8,305,503	28.75	3.01	
	特別徴収	20,803,842	70.59	3.61	385,572	65.95	4.00	20,418,270	70.68	3.60	
	給与	現年度分	16,941,567	57.48	3.31	292,682	50.07	3.65	16,648,885	57.63	3.31
		前年度分	3,142,947	10.66	6.12	53,285	9.11	8.34	3,089,662	10.70	6.08
	年金	年金特徴	719,328	2.44	-----	39,605	6.77	-----	679,723	2.35	-----
		過年度	166,606	0.57	△1.47	3,382	0.58	△3.87	163,224	0.57	△1.42



(5) 賦課徴収別調定額の推移



(6) 人口・納税義務者・調定額の対前年度伸び率の推移



(7) 所得区分別所得金額（各年7月1日現在、市町村課税状況調 第12表による）

年度	区分	総所得金額等		分離長期譲渡所得金額		分離短期譲渡所得	
			対前年比		対前年比		対前年比
平成26年度		563,838,106	2.94	13,598,392	4.49	147,805	8.67
平成27年度		584,511,756	3.67	17,660,736	29.87	555,796	276.03
平成28年度		609,528,757	4.28	13,998,086	△20.74	758,427	36.46
平成29年度		628,558,048	3.12	22,545,029	61.06	335,224	△55.80
平成30年度		653,069,465	3.90	24,138,404	7.07	340,368	1.53
令和元年度		677,170,702	3.69	25,364,808	5.08	725,575	113.17

(8) 特別区民税 課税標準段階別 納税義務者数（各年7月1日現在、市町村課税状況調第12表による）

課税標準額の段階 （超～以下）	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	豊島区	構成比	豊島区	構成比	豊島区	構成比
～200万円	80,670	55.8	83,621	55.8	86,560	56.0
200万円～700万円	53,214	36.8	54,954	36.7	56,464	36.5
700万円～	10,738	7.4	11,319	7.6	11,682	7.6
計	144,622	100.0	149,894	100.0	154,706	100.0

(9) 特別区民税 課税標準段階別 所得割額（各年7月1日現在、市町村課税状況調第12表による）

課税標準額の段階 （超～以下）	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	豊島区	構成比	豊島区	構成比	豊島区	構成比
～200万円	4,951,074	19.0	5,088,987	19.1	5,357,660	19.5
200万円～700万円	11,173,828	42.8	11,395,327	42.7	11,636,320	42.4
700万円～	9,963,306	38.2	10,201,132	38.2	10,424,250	38.0
計	26,088,208	100.0	26,685,446	100.0	27,418,230	100.0

(10) 法第295条等による非課税者数（各年決算時）

区分	年度	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			対前年比		対前年比		対前年比
合計		61,852	1.52	63,203	2.18	63,555	0.56
生活保護受給		6,128	1.46	6,269	2.30	6,237	△0.51
障害者		1,728	2.19	1,776	2.78	1,831	3.10
未成年者		2,099	8.42	2,408	14.72	2,710	12.54
老年者		0	----	0	----	0	----
寡婦・寡夫		2,183	2.15	2,114	△3.16	2,080	△1.61
生計を一にする妻 条例に定める一定金 額以下の者		49,714	1.21	50,636	1.85	50,697	0.12

( 単位 : 千円 、 % )

株式等に係る譲渡所得		先物取引に係る雑所得		上場株式等に係る配当所得		計	
	対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
16,387,411	119.55	1,115,490	64.22	665,003	254.11	595,752,207	4.66
9,826,381	△40.04	1,053,276	△5.58	732,345	10.13	614,340,290	3.12
10,114,991	2.94	818,012	△22.34	542,830	△25.88	635,761,103	3.49
11,151,631	10.25	768,785	△6.02	344,040	△36.62	663,702,757	4.39
15,456,595	38.60	676,455	△12.01	879,376	155.60	694,560,663	4.65
21,147,152	36.82	586,708	△13.27	678,887	△22.80	725,673,832	4.48

( 単位 : 人 、 % )

平成30年度				令和元年度	
豊島区	構成比	23区計	構成比	豊島区	構成比
87,632	55.3	2,687,947	53.6	88,262	54.6
58,333	36.8	1,916,871	38.2	60,404	37.4
12,387	7.8	409,413	8.2	12,841	8.0
158,352	100.0	5,014,231	100.0	161,507	100.0

( 単位 : 千円 、 % )

平成30年度				令和元年度	
豊島区	構成比	23区計	構成比	豊島区	構成比
5,525,386	19.5	168,121,624	17.3	5,584,071	19.0
11,931,047	42.0	396,972,929	40.9	12,235,045	41.5
10,917,770	38.5	404,830,294	41.7	11,628,623	39.5
28,374,203	100.0	969,924,847	100.0	29,447,739	100.0

( 単位 : 人 、 % )

平成29年度		平成30年度	
	対前年比		対前年比
62,720	△1.31	63,022	0.48
6,190	△0.75	6,085	△1.70
1,900	3.77	1,891	△0.47
2,967	9.48	3,131	5.53
0	----	0	----
2,079	△0.05	1,959	△5.77
----	----	----	----
49,584	△2.20	49,956	0.75

## (1 1) 退職分離分調定額・調定件数

区分	年度	平成26年度		平成27年度	
			対前年度伸率		対前年度伸率
調定額		231,462	△20.11	272,784	17.85
調定件数		612	△14.88	702	14.71

## (1 2) 分離譲渡所得に係る調定額

区分	年度	平成26年度		平成27年度	
			対前年度伸率		対前年度伸率
合計		758,169	28.87	814,024	7.37
長期譲渡所得		406,408	7.94	500,309	23.11
短期譲渡所得		7,040	9.91	25,160	257.39
土地等に係る事業・雑所得		—		—	
株式等に係る譲渡所得		304,298	64.21	240,067	△21.11
商品先物取引に係る雑所得		27,761	69.22	27,284	△1.72
上場株式に係る配当所得		12,662	240.38	21,204	67.46

## (1 3) 減免税額及び該当人数

区分	年度	平成26年度		平成27年度	
			人数		人数
合計		3,397,650	61	2,523,650	65
生活保護受給		3,132,500	55	2,498,400	64
生活困窮		0	0	0	0
災害		265,150	6	25,250	1
水害		0	0	0	0
り災		265,150	6	25,250	1
その他		0	0	0	0

## (1 4) 納税義務者・人口1人当りの特別区民税課税額・収入額（決算）

区分	年度	平成26年度		平成27年度	
			対前年度伸率		対前年度伸率
納税義務者（人）		150,184	2.47	153,344	2.10
世帯数		163,481	1.42	166,782	2.02
人口（人）		271,643	1.00	275,507	1.42
課税額（千円）		25,922,190	2.79	26,899,860	3.77
納税義務者1人当り課税額（円）		172,602	0.32	175,421	1.63
1世帯当り課税額（円）		158,563	1.36	161,287	1.72
人口1人当り課税額（円）		95,427	1.78	97,637	2.32
収入額（千円）		26,176,984	2.71	27,100,249	3.53
納税義務者1人当り収入額（円）		174,299	0.24	176,728	1.39
1世帯当り収入額（円）		160,122	1.27	162,489	1.48
人口1人当り収入額（円）		96,365	1.69	98,365	2.08

注：納税義務者・・・重複分除く（現年度のみ）

世帯数・・・各年1月1日現在（住民基本台帳）

人口・・・住民基本台帳 + 外国人登録（日本人住民 + 外国人住民）

課税額・・・現年度分を対象（過年度を除く）

収入額・・・区民税収入総額（現年度分+過年度分+滞納繰越分）

(単位：千円、%)

平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	対前年度伸率		対前年度伸率		対前年度伸率
254,820	△6.59	288,916	13.38	282,520	△2.21
615	△12.39	661	7.48	678	2.57

(単位：千円、%)

平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	対前年度伸率		対前年度伸率		対前年度伸率
800,376	△1.68	1,013,237	26.60	1,132,184	11.74
459,908	△8.08	636,791	38.46	675,604	6.10
40,282	60.10	13,605	△66.23	15,224	11.90
—		—		—	
265,787	10.71	335,737	26.32	405,433	20.76
18,200	△33.29	19,855	9.09	17,510	△11.81
16,199	△23.60	7,249	△55.25	18,413	154.01

(単位：円、人)

平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	人 数		人 数		人 数
3,907,900	73	3,238,800	66	4,148,900	57
3,859,000	72	3,206,200	65	4,009,100	55
0	0	0	0		
48,900	1	32,600	1	139,800	2
0	0	0	0	138,800	1
48,900	1	32,600	1	1,000	1
0	0	0	0		

(単位：円、千円、人、%)

平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	対前年度伸率		対前年度伸率		対前年度伸率
158,558	3.40	163,558	3.15	167,334	2.31
171,610	2.89	175,018	1.99	177,671	1.52
280,639	1.86	284,307	1.31	287,111	0.99
27,606,473	2.63	28,337,169	2.65	29,304,992	3.42
174,109	△0.75	173,254	△0.49	175,128	1.08
160,867	△0.26	161,910	0.65	164,939	1.87
98,370	0.75	99,671	1.32	102,068	2.40
27,665,302	2.09	27,849,853	0.67	28,816,321	3.47
174,480	△1.27	170,275	△2.41	172,208	1.14
161,210	△0.79	159,125	△1.29	162,189	1.93
98,579	0.22	97,956	△0.63	100,366	2.46

## 2. 軽自動車税

### (1) 車種別台数 (現年課税分)

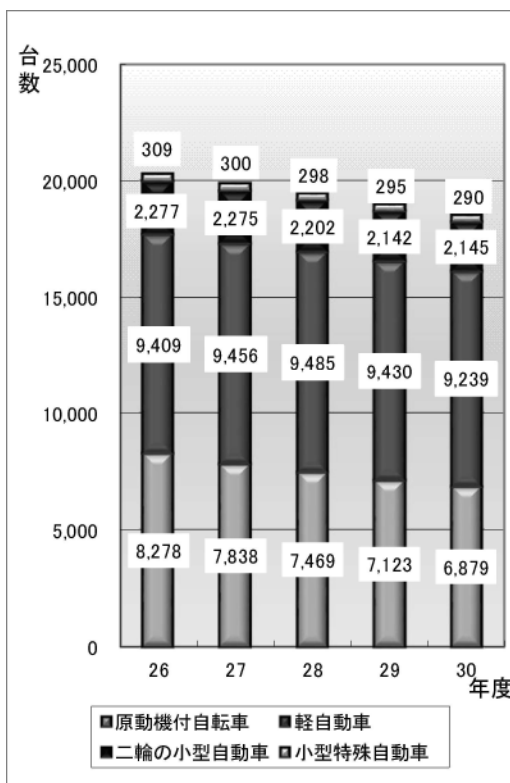
区分	26年度			27年度			28年度		
	台数	構成比	対前年伸率	台数	構成比	対前年伸率	台数	構成比	対前年伸率
原動機付自転車	8,278	40.84	△5.45	7,838	39.45	△5.32	7,469	38.39	△4.71
50cc以下	4,911	24.23	△7.88	4,570	23.00	△6.94	4,283	22.02	△6.28
50cc以下(電動車)	24	0.12	△7.69	26	0.13	8.33	23	0.12	△11.54
50cc超90cc以下	744	3.67	△9.16	653	3.29	△12.23	580	2.98	△11.18
90cc超125cc以下	2,425	11.96	0.87	2,399	12.07	△1.07	2,378	12.22	△0.88
ミニカー	174	0.86	△0.57	190	0.96	9.20	205	1.05	7.89
軽自動車	9,409	46.41	0.01	9,456	47.59	0.50	9,485	48.76	0.31
二輪車(250cc以下)	2,855	14.08	△3.51	2,771	13.94	△2.94	2,682	13.79	△3.21
三輪車	1	0.00	0.00	0	0.00	△100.00	0	0.00	----
四輪乗用(自家用)	3,109	15.34	4.75	3,318	16.70	6.72	3,471	17.84	4.61
〃(電動車)	10	0.05	11.11	8	0.04	△20.00	9	0.05	12.50
四輪貨物(営業用)	321	1.58	△1.83	313	1.58	△2.49	316	1.62	0.96
四輪貨物(自家用)	3,111	15.35	△0.99	3,044	15.32	△2.15	3,005	15.45	△1.28
〃(電動車)	2	0.01	0.00	2	0.01	0.00	2	0.01	0.00
小型特殊自動車	309	1.52	△4.33	300	1.51	△2.91	298	1.53	△0.67
農耕作業用	0	△0.01	----	0	0.00	----	0	0.00	----
特殊作業車	137	0.68	△5.52	132	0.66	△3.65	130	0.67	△1.52
〃(電動車)	172	0.85	△3.37	168	0.85	△2.33	168	0.86	0.00
二輪の小型自動車	2,277	11.23	△0.48	2,275	11.45	△0.09	2,202	11.32	△3.21
合計	20,273	100.00	△2.41	19,869	100.00	△1.99	19,454	100.00	△2.09

### (2) 車種別調定額 (現年課税分)

区分	26年度			27年度			28年度		
	台数	構成比	対前年伸率	台数	構成比	対前年伸率	台数	構成比	対前年伸率
原動機付自転車	10,143	15.99	△4.53	9,693	15.16	△4.44	16,204	19.52	67.17
50cc以下	4,911	7.73	△7.88	4,570	7.14	△6.94	8,546	10.29	87.00
50cc以下(電動車)	24	0.04	△7.69	26	0.04	8.33	46	0.06	76.92
50cc超90cc以下	893	1.41	△9.16	784	1.23	△12.21	1,160	1.40	47.96
90cc超125cc以下	3,880	6.12	0.88	3,838	6.01	△1.08	5,695	6.86	48.38
ミニカー	435	0.69	△0.68	475	0.74	9.20	757	0.91	59.37
軽自動車	42,727	67.36	1.50	43,721	68.43	2.33	51,873	62.50	18.65
二輪車(250cc以下)	6,852	10.81	△3.52	6,650	10.41	△2.95	9,643	11.62	45.01
三輪車	3	0.00	0.00	0	0.00	△100.00	0	0.00	----
四輪乗用(自家用)	22,385	35.29	4.75	23,890	37.39	6.72	28,125	33.88	17.73
〃(電動車)	72	0.11	10.77	58	0.09	△19.44	65	0.08	12.07
四輪貨物(営業用)	963	1.52	△1.83	939	1.47	△2.49	1,014	1.22	7.99
四輪貨物(自家用)	12,444	19.62	△0.99	12,176	19.06	△2.15	13,021	15.69	6.94
〃(電動車)	8	0.01	0.00	8	0.01	0.00	5	0.01	△37.50
小型特殊自動車	1,452	2.29	△4.35	1,410	2.21	△2.89	1,758	2.12	24.68
農耕作業用	0	0.00	----	0	0.00	----	0	0.01	----
特殊作業車	644	1.02	△5.43	620	0.97	△3.73	767	0.92	23.71
〃(電動車)	808	1.27	△3.46	790	1.24	△2.23	991	1.19	25.44
二輪の小型自動車	9,108	14.36	△0.48	9,072	14.20	△0.40	13,168	15.86	45.15
合計	63,430	100.00	0.06	63,896	100.00	0.73	83,003	100.00	29.90

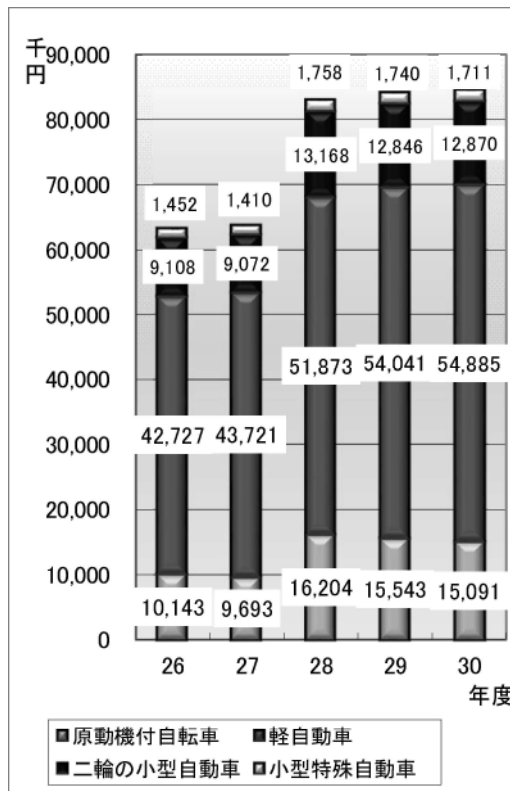
(単位：人、%)

29年度			30年度		
	構成比	対前年伸率		構成比	対前年伸率
7,123	37.51	△4.63	6,879	37.08	△3.43
4,001	21.06	△6.58	3,777	20.36	△5.60
23	0.12	0.00	39	0.21	69.57
529	2.79	△8.79	483	2.60	△8.70
2,356	12.41	△0.93	2,348	12.66	△0.34
214	1.13	4.39	232	1.25	8.41
9,430	49.66	△0.58	9,239	49.80	△2.03
2,583	13.61	△3.69	2,523	13.60	△2.32
0	0.00	----	0	0.00	----
3,562	18.76	2.62	3,530	19.03	△0.90
10	0.05	11.11	7	0.04	△30.00
333	1.75	5.38	370	1.99	11.11
2,940	15.48	△2.16	2,807	15.13	△4.52
2	0.01	0.00	2	0.01	0.00
295	1.55	△1.01	290	1.56	△1.69
0	0.00	----	0	△0.01	----
126	0.66	△3.08	122	0.66	△3.17
169	0.89	0.60	168	0.91	△0.59
2,142	11.28	△2.72	2,145	11.56	0.14
18,990	100.00	△2.39	18,553	100.00	△2.30



(単位：千円、%)

29年度			30年度		
	構成比	対前年伸率		構成比	対前年伸率
15,543	18.47	△4.08	15,091	17.85	△2.91
7,997	9.51	△6.42	7,554	8.95	△5.54
44	0.05	△4.35	78	0.09	77.27
1,060	1.26	△8.62	966	1.14	△8.87
5,650	6.71	△0.79	5,635	6.66	△0.27
792	0.94	4.62	858	1.01	8.33
54,041	64.20	4.18	54,885	64.91	1.56
9,297	11.04	△3.59	9,083	10.74	△2.30
0	0.00	----	0	0.00	----
30,473	36.20	8.35	31,708	37.50	4.05
72	0.09	10.77	50	0.06	△30.56
1,099	1.31	8.38	1,244	1.47	13.19
13,091	15.55	0.54	12,791	15.13	△2.29
9	0.01	80.00	9	0.01	0.00
1,740	2.07	△1.02	1,711	2.02	△1.67
0	0.01	----	0	0.00	----
743	0.88	△3.13	720	0.85	△3.10
997	1.18	0.61	991	1.17	△0.60
12,846	15.26	△2.45	12,870	15.22	0.19
84,170	100.00	1.41	84,557	100.00	0.46



### 3. 特別区たばこ税

#### (1) 現年課税分 調定額・収入額等

(単位：件、千円、%)

年度	区分	調定			収入			収入歩合
		件数	金額	伸率	件数	金額	伸率	
平成26年度		99	3,603,399	△3.36	99	3,603,399	△3.36	100.00
平成27年度		131	3,535,425	△1.89	131	3,535,425	△1.89	100.00
平成28年度		261	3,408,054	△3.60	261	3,408,054	△3.60	100.00
平成29年度		267	3,195,981	△6.22	267	3,195,981	△6.22	100.00
平成30年度		357	3,132,540	△1.99	357	3,132,540	△1.99	100.00

※平成30年度たばこ税現年課税分の内訳（現年度分・過年度分）

内訳	現年度分		過年度分		現年度分		過年度分	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
現年度分	355	3,132,540	----	----	355	3,132,540	----	----
過年度分	2	0	----	----	2	0	----	----

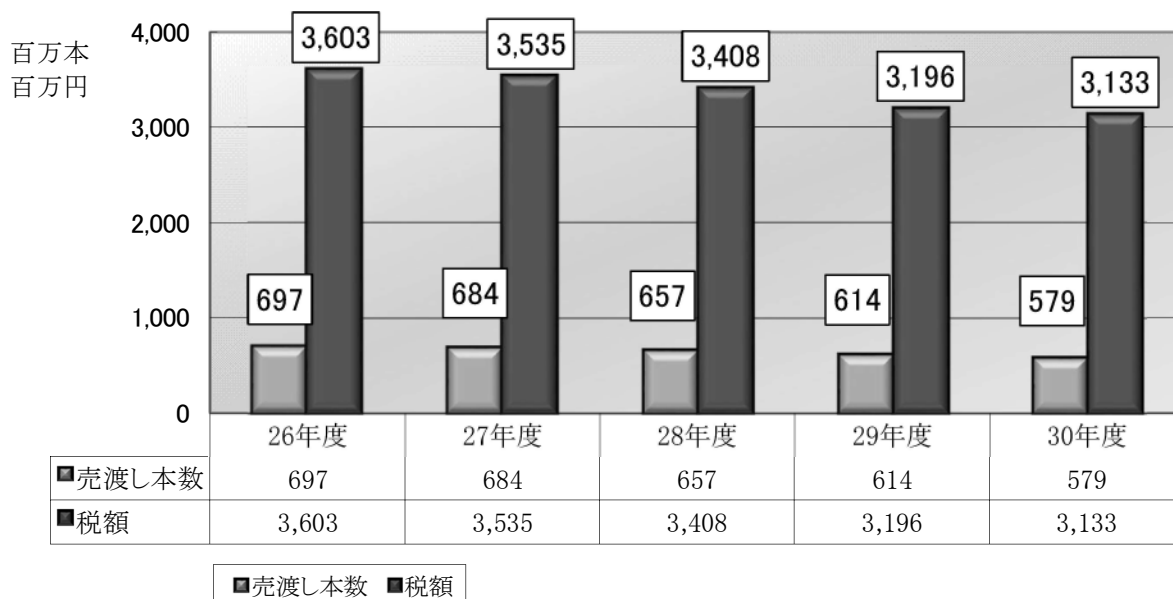
#### (2) 滞納繰越分 調定額・収入額等

(単位：件、千円、%)

年度	区分	調定			収入			収入歩合
		件数	金額	伸率	件数	金額	伸率	
平成26年度		0	0	----	0	0	----	----
平成27年度		0	0	----	0	0	----	----
平成28年度		0	0	----	0	0	----	----
平成29年度		0	0	----	0	0	----	----
平成30年度		0	0	----	0	0	----	----

#### (3) 売渡し本数（返還控除後の本数） \* 過年度分、手持ち品課税を除く (単位：千本、%)

年度	区分	売渡し本数 (一般品+旧3級品)		左欄の内旧3級品 (内数)	
		件数	伸率	件数	伸率
平成26年度		696,725	△4.22	22,684	4.97
平成27年度		684,083	△1.81	23,222	2.37
平成28年度		657,351	△3.91	21,412	△7.79
平成29年度		613,581	△6.66	16,786	△21.60
平成30年度		579,115	△5.62	12,719	△24.23





# V 徴 収

## 1.徴 収

(1) 特別区税の納付状況

(単位：千円、%)

年度	区分	調定額	収入額	不納欠損額	還付未済額	滞納繰越額	収入歩合
		(A)	(B)	(C)	(D)	(A-B-C+D)	(B/A)
平成26年度		31,472,292	29,843,678	222,136	6,798	1,413,276	94.83
平成27年度		32,049,551	30,698,955	220,094	5,255	1,135,757	95.79
平成28年度		32,362,517	31,144,647	177,879	5,673	1,045,664	96.24
平成29年度		32,804,266	31,726,038	120,937	4,463	961,754	96.71
平成30年度		33,663,733	32,571,214	142,784	6,773	956,508	96.75
	現年課税分	32,688,695	32,160,894	467	6,567	533,901	98.39
	滞納繰越分	975,038	410,320	142,317	206	422,607	42.08
	特別区民税	30,439,363	29,355,472	142,001	6,679	948,569	96.44
	現年課税分	29,471,598	28,946,501	466	6,475	531,106	98.22
	滞納繰越分	967,765	408,971	141,535	204	417,463	42.26
	軽自動車税	91,830	83,202	783	94	7,939	90.60
	現年課税分	84,557	81,853	1	92	2,795	96.80
	滞納繰越分	7,273	1,349	782	2	5,144	18.55
	特別区たばこ税	3,132,540	3,132,540	0	0	0	100.00
	現年課税分	3,132,540	3,132,540	0	0	0	100.00
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	----

(2) 前納報奨金交付状況 (単位：円、件)

年度	区分	前納報奨金	
		金額	件数
平成9年度		82,000,300	20,551
平成10年度		前納報奨金制度廃止	

(3) 差押処分状況 (都・区民税)

(単位：人、千円)

年度	区分	前年度からの繰越分		当年度差押分		取消分		処 理 分				翌年度への繰越分	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	公売前納付によるもの		公 売によるもの		人員	金額
								人員	金額	人員	金額		
平成26年度		454	250,579	1,567	493,510	561	150,144	482	156,617	541	221,392	437	215,936
平成27年度		442	225,914	1,456	392,304	451	106,318	460	130,977	609	221,938	378	158,985
平成28年度		443	166,240	1,453	454,620	472	114,366	462	130,803	605	221,365	357	154,326
平成29年度		443	175,884	1,568	383,305	458	111,166	276	84,512	877	231,781	400	131,730
平成30年度		459	219,201	1,212	459,815	743	153,815	99	87,532	450	213,069	379	224,600
	動 産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不 動 産	7	15,226	1	380	3	1,224	1	3,642	0	0	4	10,740
	電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	債 権	452	203,975	1,211	459,435	740	152,591	98	83,890	450	213,069	375	213,860

## (4) 督促状、催告書の発付状況

(単位：件、%)

区分 年度	特別区民税・都民税（普通徴収）				特別区民税・都民税（給与特別徴収）			
	現年課税 件数	督促状*		催告書 発付件数 (滞繰分含)	現年課税 件数	督促状		催告書 発付件数 (滞繰分含)
		発付件数	発付率			発付件数	発付率	
平成26年度	231,891	67,340	29.04	28,736	343,463	5,795	1.69	760
平成27年度	224,184	62,026	27.67	20,228	365,579	6,665	1.82	951
平成28年度	221,954	61,003	27.48	24,237	389,990	8,276	2.12	1,194
平成29年度	213,448	58,735	27.52	26,701	423,834	10,238	2.42	1,496
平成30年度	214,316	57,986	27.06	22,751	438,822	10,752	2.45	1,526

区分 年度	軽自動車税(過年度含む)			
	現年課税 件数	督促状		催告書 発付件数 (滞繰分含)
		発付件数	発付率	
平成26年度	20,273	2,855	14.08	3,414
平成27年度	19,869	2,744	13.81	4,459
平成28年度	19,454	2,442	12.55	2,981
平成29年度	18,990	2,255	11.87	2,858
平成30年度	18,553	2,441	13.16	2,748

\*普通徴収督促状には、過年度、納期変更分を含める

\*平成12年1月1日から延滞金・還付加算金の特例基準割合を創設  
(前年11月末の公定歩合+4%)

## (5) 滞納繰越状況(調定)

(単位：件、千円)

区分 年度	合計		特別区民税		軽自動車税		特別区たばこ税	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成26年度	90,233	1,742,558	86,152	1,734,621	4,081	7,937	0	0
平成27年度	73,560	1,404,926	69,995	1,398,046	3,565	6,880	0	0
平成28年度	60,670	1,137,348	57,583	1,131,351	3,087	5,997	0	0
平成29年度	54,056	1,017,853	51,008	1,010,985	3,048	6,868	0	0
平成30年度	51,515	975,038	48,639	967,765	2,876	7,273	0	0

## (6) 処分停止状況

(単位：人、件、千円)

区分 年度	前年度からの繰越分			当年度執行分		
	人員	件数	金額	人員	件数	金額
平成26年度	1,546	4,981	130,673	769	2,304	51,657
平成27年度	1,347	4,155	89,138	426	1,377	27,942
平成28年度	1,199	3,685	79,643	445	1,303	44,367
平成29年度	902	2,713	72,395	367	1,105	19,429
平成30年度	810	2,403	66,412	223	563	9,528
特別区民税	752	2,343	66,233	196	529	9,420
軽自動車税	58	60	179	27	34	108

※軽自動車は台数を計上

## (7) 不納欠損処分状況

(単位：人、件、千円)

年度	区分	人 員		
		人 員	件 数	金 額
平成26年度		5,217	14,451	222,136
平成27年度		4,719	12,624	220,094
平成28年度		4,089	11,639	177,879
平成29年度		3,184	8,830	120,937
平成30年度		3,506	9,799	142,783
	特別区民税	3,152	9,371	142,001
	軽自動車税	354	428	782

※軽自動車は台数を計上

## 2. 口座振替

## (1) 口座振替加入状況 (決算)

(単位：人、%)

年度	区分	加入数		普通徴収 納税義務者	
		加入数	対前年増減率	加入率	加入率
平成26年度		16,623	1.93	72,673	22.87
平成27年度		17,424	4.82	70,874	24.58
平成28年度		18,482	6.07	71,384	25.89
平成29年度		19,387	4.90	68,768	28.19
平成30年度		19,941	2.86	69,546	28.67

## (2) 口座振替収入金額状況 (決算)

(単位：千円、%)

年度	区分	収入金額 (都区合算)		普通徴収 (都区合算)	
		収入金額	対前年増減率	調定額	口座振替率
平成26年度		4,997,893	8.71	14,541,972	34.37
平成27年度		5,070,365	1.45	14,503,549	34.96
平成28年度		4,936,655	△2.64	14,323,456	34.47
平成29年度		4,409,424	△10.68	13,714,507	32.15
平成30年度		4,696,559	6.51	14,119,820	33.26

## 3. 証明

## (1) 税証明発行状況 (有料分)

(単位：件、%)

年度	区分	特別区民税		軽自動車税	
		件数	対前年比	件数	対前年比
平成26年度		58,528	17.19	4	△35.29
平成27年度		61,171	4.52	5	25.00
平成28年度		63,199	3.32	11	120.00
平成29年度		64,823	2.57	6	△45.45
平成30年度		59,758	△7.81	8	33.33

## Ⅵ 法定外税

### 1. 経緯

- 12年 5月… 職員自主研究会である「区税研究会」発足
- 14年 1月… 区が法定外税として構想発表
- 14年 5月… 「豊島区法定外税検討会議」（学識経験者・事業者代表・関係団体代表・区民代表による検討）
- 15年 9月… 最終報告書の提出・・・課税を可とする。
- 15年10月… 区民集会（3回開催）、パブリックコメントの実施
- 15年12月… 区議会第4回定例会に条例案を提出し、可決成立
- 16年 3月… 総務大臣より狭小住戸集合住宅税について新設の同意
- 16年 9月… 総務大臣より放置自転車等対策推進税について新設の同意
- 16年10月… 放置自転車等対策推進税の課税を当初予定より1年遅らせて18年度からとすると発表
- 18年 6月… 「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」策定
- 18年… 区議会第2回定例会に放置自転車等対策推進税条例を廃止する条例を提出、可決成立
- 18年 7月… 放置自転車等対策推進税条例を廃止
- 20年 4月… 「豊島区税制度調査検討会議」（学識経験者・区職員）を設置し、11月に報告書を区長に提出
- 21年 6月… 区議会第2回定例会に条例一部改正案を提出し、可決成立
- 22年 4月… 条例一部改正部分（29㎡未満→30㎡未満）施行
- 25年 4月… 「豊島区税制度調査検討会議」（学識経験者・区職員）を設置し、26年1月に報告書を区長に提出  
制度内容はそのまま5年間継続することが決定される
- 30年 4月… 「豊島区税制度調査検討会議」（学識経験者・区職員）を設置し、31年1月に報告書を区長に提出  
制度内容はそのまま5年間継続することが決定される

### 2. 狭小住戸集合住宅税

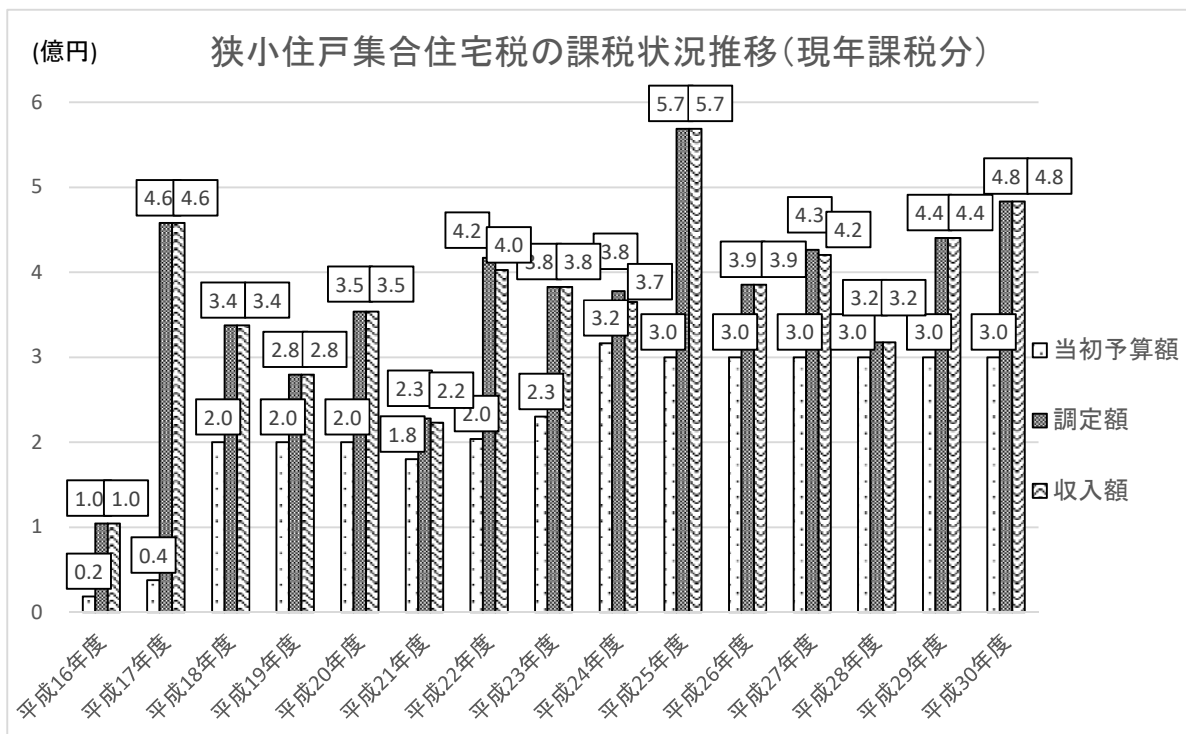
#### (1) 課税概要

区 分	課 税 概 要
税 目	【法定外普通税】狭小住戸集合住宅税（抑制を主たる目的とした普通税）
徴 収 方 法	申告納付（申告納付期限：建築等の工事に着手した日から2カ月以内）
課 税 客 体	区内における狭小住戸を有する集合住宅の建築等の行為 ○『狭小住戸』：集合住宅における1住戸の専用面積が30㎡未満のもの （当初は「29㎡未満」であったが条例改正により平成22年4月1日より変更） 〔←29㎡は国の「住宅建設五箇年計画」（H13～17）、30㎡は「住生活基本計画」（H18～）の二人世帯の最低居住（面積）水準〕 ○『建築等』：新築、増築、大規模修繕、大規模模様替、用途変更等
税 収 の 使 途	普通税のため、税収の使途は明記せず（ただし、主に『ゆとりある住宅・住環境の実現』を目的とする事業を行う財源の一部とする）
課 税 標 準	区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数
納 税 義 務 者	狭小住戸を有する集合住宅の建築等を行う建築主 ○『建築主』：建築の工事の請負契約における注文者、請負契約によらないで自ら工事をする者
税 率	狭小住戸1戸につき50万円
非課税事項等	【課税免除】 ○狭小住戸の数が8戸以下の建築等の行為に対しては課税を免除する 【減免】 施行規則で定めるもので、次に掲げる集合住宅の建築等を行う場合に減免 ○国又は地方公共団体が特定の政策目的のために行うとき ○区の特定の政策に基づく集合住宅として必要であると区長が認めるとき
施 行 期 日	平成16年6月1日〔条例一部改正部分（29㎡未満→30㎡未満）はH22. 4. 1施行〕
課 税 期 間	条例施行後5年ごとに見直し ○条例の施行後5年ごとに、条例の施行状況、区内の住宅供給状況等を勘案のうえ検討し、その結果に基づき必要な措置を講じる。

(2) 狭小住戸集合住宅税の課税状況（現年課税分）

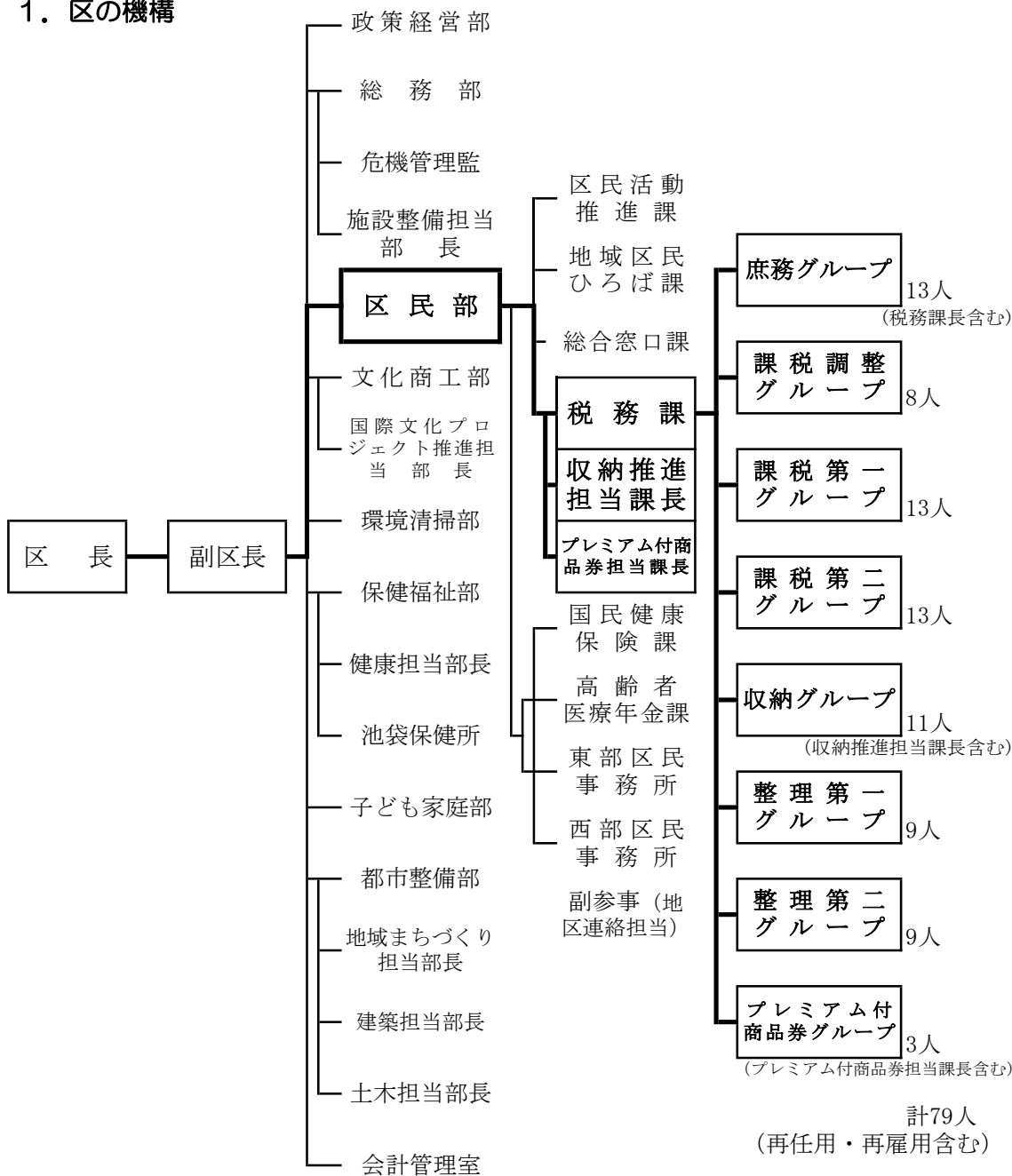
（単位：千円、件、戸）

年度	予 算		調 定			収 入			収納率
	当初予算額	戸数	調定額	件数	戸数	収入額	件数	戸数	
平成16年度	18,500	37	104,500	7	209	104,500	7	209	100%
平成17年度	37,500	75	458,000	29	916	458,000	29	916	100%
平成18年度	200,000	400	337,500	23	675	337,500	23	675	100%
平成19年度	200,000	400	279,500	20	559	279,500	20	559	100%
平成20年度	200,000	400	353,500	20	707	353,500	20	707	100%
平成21年度	180,000	360	228,000	13	456	223,000	13	446	98%
平成22年度	204,000	408	417,000	22	834	402,500	21	805	96.5%
平成23年度	230,000	460	383,000	19	766	383,000	19	766	100%
平成24年度	316,500	633	378,000	16	756	365,000	15	730	96.6%
平成25年度	300,000	600	569,000	23	1138	569,000	23	1138	100%
平成26年度	300,000	600	385,500	14	771	385,500	14	771	100%
平成27年度	300,000	600	426,500	23	853	420,500	22	841	98.6%
平成28年度	300,000	600	317,500	23	635	317,500	23	635	100%
平成29年度	300,000	600	440,500	37	881	440,500	37	881	100%
平成30年度	300,000	600	483,500	27	967	483,500	27	967	100%
計	3,086,500	6,173	5,078,000	289	10,156	5,039,500	286	10,079	99.2%



# Ⅶ 機 構 (平成31年4月1日基準)

## 1. 区 の 機 構



教育委員会

教育長

選挙管理委員会

監査委員

区 議 会

(参考)

- 財団法人としま未来文化財団
- 一般財団法人東京城北勤労者サービスセンター
- 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団
- 社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会
- 公益社団法人豊島区シルバー人材センター
- 医療法人財団豊島健康診査センター

## 2. 税務課分掌事務

### ◎庶務グループ

- ・ 特別区税及び都民税の調定及び統計に関すること
- ・ 納税普及及び納税貯蓄組合に関すること
- ・ 税制に関すること
- ・ 特別区たばこ税及び軽自動車税の賦課等に関すること
- ・ 特別区民税、都民税等の収納に関すること（課内他グループの所管に属するものを除く）
- ・ 特別区民税及び都民税及び軽自動車税の証明に関すること
- ・ 狭小住戸集合住宅税の賦課等に関すること
- ・ 課内他の係に属しないこと及び課の庶務に関すること

### ◎課税調整・課税第一・課税第二グループ

- ・ 特別区民税及び都民税の賦課に関すること
- ・ 特別区民税及び都民税の減免に関すること
- ・ 特別徴収・普通徴収の賦課全般

### ◎収納グループ

- ・ 特別区民税及び都民税の特別徴収に係る収納に関すること。  
（課内他のグループの所管に属するものを除く。）
- ・ 特別徴収に係る納税相談に関すること
- ・ 受託及び嘱託に関すること（整理グループの所管に属するものを除く）

### ◎整理第一・第二グループ

- ・ 特別区民税及び都民税の収納・納付相談に関すること  
（課内他グループの所管に属するものを除く）
- ・ 特別区民税及び都民税の普通徴収に係る収納・納付相談に関すること  
（課内他グループの所管に属するものを除く）
- ・ 受託及び嘱託に関すること

### ◎プレミアム付商品券グループ

- ・ プレミアム付商品券に関すること

\*( )内は根拠法令

年 度		平 成 7 年 度						
均等割		同 左 ( 区民税:地方税法第310条、都民税:地方税法第38条 )						
所得割総合課税		課税標準額	特別区民税		都民税		(区民税:地方税法第314条の2、都民税:地方税法第35条)	
			税率	速算控除額	税率	速算控除額		
			200万円以下	3%	0円	2%		0円
			700万円以下	8%	100,000円			
		700万円超	11%	310,000円	4%	140,000円		
特別区民税	長期譲渡	一 般	(一般)	同 左	(地方税法本法附則第34条)			
		市街化	(軽減)	廃 止	(平成7年度から)(地方税法旧法附則第21条)			
		優良住宅	(特定)	同 左	(地方税法本法附則第34条の2)			
		居住用	(軽減)	同 左	(地方税法本法附則第34条の3)			
	短期譲渡	一 般		同 左	(地方税法本法附則第35条)			
		軽 減		同 左	(地方税法本法附則第35条)			
	事業・雑			同 左	(地方税法本法附則第33条の3)			
	超短期事業・雑			同 左	(地方税法旧法附則第33条の4)			
	株 式 等			同 左	(地方税法旧法附則第35条の2)			
	特別減税		特別区民税所得割額の15%相当額を減税。(都民税も同様。ただし、限度額は都民税とあわせて2万円)					
非課税限度額(所得額)			同 左	(地方税法第295条) (地方税法本法附則第3条の3) (地方税法第24条の5)				
軽自動車税			同 左	(地方税法第444条) 電気:(地方税法旧法附則第30条の2)  (注) 電気自動車に係る税率の特例措置の廃止				
たばこ税			同 左	特別区たばこ税 (地方税法第468条・地方税法本法附則第30条の2) 都たばこ税 (地方税法第74条の5・地方税法本法附則第12条の2)				
年 度		平 成 7 年 度						



Ⅷ その他

1. 税率の変遷

\* [ ]内は適用開始課税年度または適用開始譲渡期日

年 度		平 成 6 年 度					
均等割		区民税2500円（都700円）[昭和60年度から]					
所得割総合課税		課税標準額	特別区民税		都民税		
			税率	速算控除額	税率	速算控除額	
			160万円以下	3%	0円	2%	0円
			550万円以下	8%	80,000円		
		550万円超	11%	245,000円	4%	110,000円	
特別区民税	長期譲渡	一般	課税長期譲渡所得金額×6%（都3%）			[平成5年度から]	
		市街化	原則廃止。ただし経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡について適用。 課税長期譲渡所得金額×5.8%（都2.2%）				
		優良住宅	課税長期譲渡所得金額×3.4%（都1.6%）			[平成4年度から]	
		居住用	課税長期譲渡所得金額				
		6000万円以下	2.7%（都1.3%）				
		6000万円を超える部分	3.4%（都1.6%）		[平成5年度から]		
	短期譲渡	一般	(1)または(2)のいずれかの多い金額 (1)8%（都4%） (2)総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得の金額に対する税額の110%相当額				
		軽減	(1)または(2)のいずれかの多い金額 (1)4%（都2%） (2)総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得の金額に対する税額				
		事業・雑	(1)または(2)のいずれかの多い金額 (1)8%（都4%） (2)総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額				
		超短期事業・雑	(1)または(2)のいずれかの多い金額		[昭和62年10月の譲渡から創設]		
		(1)11%（都4%） (2)総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額					
	株式等	課税株式等に係る譲渡所得金額×4%（都2%）			[平成元年4月の譲渡から創設]		
	特別減税	特別区民税所得割額の20%相当額を減税。（都民税も同様。ただし、限度額は都民税とあわせて20万円）					
	非課税限度額（所得額）	[ ABは平成6 Cは平成 元年度 から]	A 均等割	B 所得割	C 障害者・未成年者・老年者 寡婦(寡夫)		
			34万円×n+18万円*	34万円×n+30万円*	125万円		
			n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算				
軽自動車税	1. 原動機付自転車	50cc以下	1000円	50cc超90cc以下	1200円		
		90cc超	1600円	三輪以上で20cc超(ミニカー)	2500円		
	2. 軽自動車	二輪	2400円	三輪			
		四輪	乗用自家用	7200円	乗用営業用	5500円	
			貨物用自家用	一般4000円	貨物用営業用	3000円	
			電気3600円				
		専ら雪上を走行するもの	一般2400円・電気2200円				
3. 小型特殊自動車	農耕作業用	一般1600円 電気1400円					
	その他	一般4700円 電気4300円					
4. 二輪の小型自動車	4000円	[昭和59年度から、ただしミニカーは昭和60年度から創設]					
たばこ税	消費税創設に伴い、たばこ消費税を改変し、平成元年度創設された。						
		区	都	国			
	一般品（千本あたり）	1997円	1129円	3126円			
	旧3級品（千本あたり）	948円	536円	1484円			
年 度	平 成 6 年 度						

年 度		平 成 8 年 度		
特別区民税	均等割	3000円（都1000円）		
	所得割総合課税	同 左 ※給与所得控除の改正あり		
	長期譲渡	一 般	課税長期譲渡所得金額	
			4000万円以下	5.5%（都2%）
			4000万円を超える部分	6%（都3%）
	優良住宅	同 左		
	居住用	同 左		
	短期譲渡	一 般	同 左	
		軽 減	同 左	
	事業・雑	同 左		
	超短期事業・雑	同 左		
	株式等	同 左		
特別減税	同 左			
非課税限度額（所得額）	同 左			
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平 成 8 年 度			

年 度		平 成 9 年 度							
特別区民税	均等割	同 左							
	所得割総合課税		課税標準額	特別区民税		都民税		(都から区への税源移譲)	
				税率	速算控除額	税率	速算控除額		
				200万円以下	3%	0円	2%		0円
				700万円以下	8%	100,000円	3%		70,000円
	所得割分離課税	長期譲渡	一般	課税長期譲渡所得金額					
				4000万円以下			4%(都2%)		
				4000万円超8000万円以下の部分			5.5%(都2%)		
			優良住宅	同 左					
			居住用	同 左					
短期譲渡		一般	(1)または(2)のいずれかの多い金額 (都から区への税源移譲)						
			(1)9%(都3%) (2)総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得の金額に対する税額の110%相当額						
	軽減	同 左							
	事業・雑	(1)または(2)のいずれかの多い金額 (都から区への税源移譲)							
		(1)9%(都3%) (2)総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額							
	超短期事業・雑	(1)または(2)のいずれかの多い金額 (都から区への税源移譲)							
		(1)12%(都3%) (2)総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額							
	株式等	同 左							
	特別減税	なし							
	非課税限度額(所得額)	同 左							
	軽自動車税	同 左							
	たばこ税	都から区への税源移譲あり。消費税率改正(3%→5%)に伴うたばこ値上げ(9年4月)。							
			区	都	国				
	一般品 (千本あたり)		2434円	692円	3126円				
	旧3級品 (千本あたり)		1155円	329円	1484円				
年 度	平 成 9 年 度								

年 度		平 成 10 年 度			
特別区民税	均等割	同 左			
	所得割総合課税	同 左			
	長期譲渡	一般	同 左		
		優良住宅	課税長期譲渡所得金額		
			4000万円以下	3.4% (都1.6%)	
	4000万円を超える部分	4.0% (都2.0%)			
	居住用	同 左			
	短期譲渡	一般	同 左		
		軽減	同 左		
	事業・雑	同 左			
	超短期事業・雑	同 左			
	株式等	同 左			
特別減税	特別区民税・都民税所得割額から以下の金額を減税。(定額減税) 納税義務者本人 17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき 8,500円				
非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	C(障害者等)は同左		
	35万円×n+18万円*	35万円×n+30万円*			
	n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算				
軽自動車税	同 左				
たばこ税	10年12月1日たばこ特別税創設。たばこ値上げ。旧国鉄及び林野事業の債務返済に使用。 すべて国の収入。 たばこ税(区・都・国)は同左				
	たばこ特別税				
	一般品 (千本あたり)	820円			
	旧3級品 (千本あたり)	389円			
年 度	平 成 10 年 度				

年 度		平成 11 年 度							
特別区民税	均等割	同 左							
	所得割総合課税		課税標準額	特別区民税		都民税		(区民税の 最高税率の 減税)	
				税率	速算控除額	税率	速算控除額		
				200万円以下	3%	0円	2%		0円
				700万円以下	8%	100,000円	3%		70,000円
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	課税長期譲渡所得金額					
				6000万円以下	4.0%(都2.0%)				
				6000万円を超える部分	5.5%(都2.0%)				
		長期譲渡	優良住宅	同 左					
			居住用	同 左 * 居住用財産の買替えの場合の譲渡損失の繰越控除制度の創設					
短期譲渡		一 般	同 左						
		軽 減	同 左						
事業・雑		休 止 (平成11年度から)							
超短期事業・雑		廃 止 (平成11年度から)							
株式等		同 左							
特別減税		特別区民税所得割額の15%相当額を減税。(都民税も同様。ただし、限度額は都民税とあわせて4万円) ※11年度から定率の税額控除として位置づける。							
非課税限度額(所得額)		A(均等割)は同左	B 所得割 35万円×n+31万円*		C(障害者等)は同左				
		n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算							
軽自動車税		同 左							
たばこ税		11年5月1日から、国から区・都への税源移譲。たばこ値上げはなし。							
			区	都	国	たばこ特別税			
		一般品 (千本あたり)	2668円	868円	2716円	820円			
		旧3級品 (千本あたり)	1266円	413円	1289円	389円			
年 度		平成 11 年 度							

年 度		平 成 1 2 ・ 1 3 年 度			
特別区民税	均等割	同 左			
	所得割総合課税	同 左 参考：12年1月1日から、延滞金、還付加算金の 特例基準割合を創設した。 前年11月末の公定歩合+4% (ただし年7.3%以下に限る)			
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	課税長期譲渡所得金額×4%(都2%)	
			優良住宅	同 左	
			居住用	同 左	
	短期譲渡	一 般	同 左		
		軽 減	同 左		
	事業・雑	休 止			
	株式等	同 左			
	特別減税	同 左			
非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	C(障害者等)は同左		
	35万円×n+19万円*	35万円×n+32万円*			
	n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算				
軽自動車税	同 左				
たばこ税	同 左				
年 度	平 成 1 2 ・ 1 3 年 度				

年 度		平成 14 年 度		
特別区民税	均等割	同 左		
	所得割総合課税	同 左		
	長期譲渡	一 般	同 左	
		優良住宅	同 左	
		居住用	同 左	
	短期譲渡	一 般	同 左	
		軽 減	同 左	
	事業・雑	休 止		
	株式等	同 左	※1年超保有の上場株譲渡100万円控除制度新設 (13年10月1日以降の譲渡)	
	先物取引	商品先物取引に係る雑所得金額×4%(都2%)		(平成14年度創設) [ 地方税法本法附則第35条の4 ]
	特別減税	同 左		
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	C(障害者等)は同左
		35万円×n+24万円*		35万円×n+36万円*
n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算				
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平成 14 年 度			

\* [ ]内は適用開始課税年度

年 度		平成 15 年 度							
特別区民税	均等割	3000円(都1000円) [平成8年度から]							
	所得割総合課税		課税標準額	特別区民税		都民税		[平成11年度から]	
				税率	速算控除額	税率	速算控除額		
				200万円以下	3%	0円	2%		0円
				700万円以下	8%	100,000円	3%		70,000円
	特別区民税	長期譲渡	一般	課税長期譲渡所得金額×4%(都2%)				[平成12年度から]	
			優良住宅	課税長期譲渡所得金額				[平成10年度から]	
				4000万円以下	3.4%(都1.6%)				
				4000万円を超える部分	4.0%(都2.0%)				
		居住用	課税長期譲渡所得金額				[平成5年度から]		
6000万円以下			2.7%(都1.3%)	3.4%(都1.6%)					
短期譲渡		一般	(1)または(2)のいずれかの多い金額 [平成9年度から]						
		軽減	(1)または(2)のいずれかの多い金額 [少なくとも昭和57年度からこの税率]						
事業・雑		休 止 (平成11年度から)							
株式等		課税株式等に係る譲渡所得金額×4%(都2%) [平成2年度から]							
先物取引	商品先物取引に係る雑所得金額×4%(都2%) [平成14年度から]								
特別減税	特別区民税所得割額の15%相当額を減税。(都民税も同様。ただし、限度額は都民税とあわせて4万円) [平成11年度から定率の税額控除として位置づけ]								
非課税限度額(所得額)	[平成14年度から]	A 均等割	B 所得割	C 障害者・未成年者・老年者 寡婦(寡夫)					
		35万円×n+24万円*	35万円×n+36万円*	125万円					
		n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算							
軽自動車税	1. 原動機付自転車	50cc以下	1000円	50cc超90cc以下	1200円				
		90cc超	1600円	三輪以上で20cc超(ミニカー)	2500円				
	2. 軽自動車	二輪	2400円		三輪	3100円			
		四輪	乗用自家用	7200円	乗用営業用	5500円			
			貨物用自家用	4000円					
			貨物用営業用	3000円					
	専ら雪上を走行するもの	2400円							
3. 小型特殊自動車	農耕作業用	1600円							
	その他	4700円							
4. 二輪の小型自動車	4000円	昭和59年度から、ただしミニカーは昭和60年度から創設]							
たばこ税	15年7月よりたばこ税率改定。たばこ値上げ。手持ち品課税実施。								
			区	都	国	たばこ特別税			
	一般品 (千本あたり)	2977円	969円	3126円	820円				
旧3級品 (千本あたり)	1412円	461円	1484円	389円					
年 度	平成 15 年 度								



年 度		平成 16 年 度			
特別区民税	均等割	同 左 不均一課税の一本化(区は増税なし)			
	所得割総合課税	同 左 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場株式等の配当所得等は原則源泉徴収で納税完了 総合課税の対象所得としない。16年度(15年中)は住民税非課税とし、 地方交付税特例加算で対応(区は無配当) (15年4月の配当から・個人大口株主を除く)</li> <li>・ 三位一体改革として所得譲与税創設、区への分配は4億程度。</li> </ul>			
	長期譲渡	一般	同 左		
		優良住宅	同 左		
		居住用	同 左		
	短期譲渡	一般	同 左		
		軽減	同 左		
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)			
	株式等	源泉分離課税の廃止・申告分離課税へ一本化、100万円控除の廃止、損失繰越制度導入 「特定口座」制度導入、「特定口座」利用者も住民税は源泉徴収されず本来の分離課税 上場株式等 課税株式等に係る譲渡所得金額×2%(都1%) 上記以外 従前通り 課税株式等に係る譲渡所得金額×4%(都2%)			
	先物取引	先物取引に係る雑所得金額×3.4%(都1.6%) * 有価証券先物取引を対象に加える、損失繰越制度の導入			
	特別減税	同 左			
	非課税限度額 (所得額)	物価下落による 生活保護基準 の減	A 均等割 35万円×n+22万円*	B 所得割 35万円×n+35万円*	C(障害者等)は同左
			n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算		
軽自動車税	同 左				
たばこ税	同 左				
年 度	平成 16 年 度				

年 度		平成 17 年 度			
特別区民税	均等割	同 左	同居の妻の非課税措置の廃止(17年度は半額)		
	所得割総合課税	同 左	上場株式等の配当所得等は原則源泉徴収で納税完了 16年中所得からの源泉徴収の際の税率(区2%・都1%) 区へは配当割交付金として配分 配偶者特別控除(上乗せ分)の廃止		
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	課税長期譲渡所得金額×3.4%(都1.6%) *分離長短期所得の損失は他所得通算及び翌年以降の繰越不適用	
			優良住宅	従来あった特別控除等の併用は不可となった 課税長期譲渡所得金額	
				2000万円以下	2.7%(都1.3%)
		居住用	軽 減	(特別控除利用不可) 2000万円を超える部分 3.4%(都1.6%) →従来あった特別控除等を利用する場合は、分離長期一般の課税扱いとする。 *分離長短期所得の損失は他所得通算及び翌年以降の繰越不適用	
			一 般	同 左 *居住用財産の買替又は譲渡損失の損益通算及び繰越控除の制度延長・拡大	
		短期譲渡	一 般	課税短期譲渡所得金額×6%(都3%) *分離長短期所得の損失は他所得通算及び翌年以降の繰越不適用	
			軽 減	課税短期譲渡所得金額×3.4%(都1.6%) *分離長短期所得の損失は他所得通算及び翌年以降の繰越不適用	
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)			
	株式等	「特定口座」による住民税源泉徴収制度開始、区へは株式等譲渡所得割として配分 上場株式等 従前通り 課税株式等に係る譲渡所得金額×2%(都1%) 上記以外 課税株式等に係る譲渡所得金額×3.4%(都1.6%)			
	先物取引	同 左			
	特別減税	同 左			
非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	C(障害者等)は同左		
	35万円×n+22万円*	35万円×n+35万円*			
	n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算				
軽自動車税	同 左				
たばこ税	同 左				
年 度	平成 17 年 度				

年 度		平 成 1 8 年 度			
特別区民税	均等割	同 左 同居の妻の全額課税化			
	所得割総合課税	同 左 老年者控除の廃止 公的年金等控除の見直し			
	長期譲渡	一般	同 左		
		優良住宅	同 左		
		居住用	同 左		
	短期譲渡	一般	同 左		
		軽減	同 左		
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)			
	株式等	同 左 * 緊急投資優遇措置による(購入価格)1000万円非課税 (平成13年11月末から14年に購入し平成17年から19年譲渡)			
	先物取引	同 左			
	特別減税	定率減税の半減 特別区民税、都民税の所得割額の7.5%相当額を減税。 (ただし、限度額は都民税と合わせて2万円。)			
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割		老年者非課税の廃止 ただし、2年経過措置(1年目)
35万円×n+21万円*		35万円×n+32万円*			
n = 家族数 * = 控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算					
軽自動車税	同 左				
たばこ税	18年7月よりたばこ税率改定。たばこ値上げ。手持ち品課税実施。				
		区	都	国	たばこ特別税
	一般品 (千本あたり)	3298円	1074円	3552円	820円
旧3級品 (千本あたり)	1564円	511円	1686円	389円	
年 度	平 成 1 8 年 度				

年 度		平成 19 年 度				
特別区民税	均等割	同 左				
	所得割総合課税	課税標準	税 率		人的控除額の差に基づく負担増の軽減措置 (1)合計課税所得金額が200万円以下の場合 一次の①、②のいずれか少ない金額の3%(都2%)を控除 ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額 (2)合計課税所得金額が200万円超の場合 一(人的控除額の差の合計額-(合計課税所得金額-200万円))× 3%(都2%)を控除 ※この金額が2,500円未満の場合は1,500円。(都1,000円)	
			特別区民税	都民税		
		一律	6%	4%		
			*所得税から住民税への税源委譲(税率10%化)		【平成20年度実施経過措置】税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置で実際に減額する年度が19年度課税分である	
	所得割分離課税	長期譲渡	一般	課税長期譲渡所得金額×3%(都2%) 税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置		
			優良住宅	課税長期譲渡所得金額	2,000万円以下	2.4%(都1.6%)
					2,000万円超の部分	3%(都2%)
			居住用	課税長期譲渡所得金額	6,000万円以下	2.4%(都1.6%)
				6,000万円超の部分	3%(都2%)	
短期譲渡		一般	課税短期譲渡所得金額×5.4%(都3.6%)			
		軽減	課税短期譲渡所得金額×3%(都2%)			
事業・雑		休 止(平成11年度から) ※課税事業所得等の金額×7.2%(都4.8%)				
株式	上場株	課税株式等に係る譲渡所得金額×1.8%(都1.2%)				
	その他	課税株式等に係る譲渡所得金額×3%(都2%)				
先物取引	先物取引に係る雑所得金額×3%(都2%)					
配当控除	配当の種類 利益の配当、剰余金の配当・分配、 特定株式投資信託・特定投資信託の収益・分配 特定株式投資信託以外の 証券投資信託の収益分配 一般外貨建証券投資信託の収益分配	課税総所得金額1,000万円以下の部分	特別区民税	都民税	特別区民税	都民税
			1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
		課税総所得金額1,000万円超の部分	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
			0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
外国税額控除	区民税控除限度額	国税の控除限度額の100分の18				
	都民税控除限度額	国税の控除限度額の100分の12				
特別減税	定率減税の廃止					
非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割		高齢者非課税の廃止 ただし、2年の経過措置(2年目)		
	35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*				
	n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算					
軽自動車税	同 左					
たばこ税	同 左					
年 度	平成 19 年 度					

年 度		平 成 20 年 度			
特別区民税	均等割		同 左		
	所得割総合課税		同 左	○住宅ローン控除の創設(平成20年度分から28年度分について適用) 税源移譲により所得税額が減少した結果、住宅ローン控除の限度額まで控除出来ない場合の軽減措置。 ○税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置(平成19年度課税分を減額) ○地震保険料控除を創設(地震保険料の2分の1、上限2万5千円)。損害保険料控除を廃止し改組したもの。 (ただし、平成18年度末までに結んだ長期損害保険契約に係る保険料については改正前の損害保険料控除を適用する経過措置あり。)	
		長期譲渡	一 般	同 左	
	優良住宅		同 左		
	居住用		同 左		
	所得割分離課税	短期譲渡	一 般	同 左	
			軽 減	同 左	
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)		
		株式等	同 左		
		先物取引	同 左		
		特別減税	な し		
		非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	
	35万円×n+21万円*		35万円×n+32万円*		
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算					
	軽自動車税	同 左			
	たばこ税	同 左			
年 度		平 成 20 年 度			

年 度		平 成 2 1 年 度			
特別区民税	均等割	同 左			
	所得割総合課税	同 左	<ul style="list-style-type: none"> <li>○寄付金税制の拡充(平成20年中の寄付金から適用)</li> <li>・控除方式を所得控除から税額控除に改める。</li> <li>・控除対象寄付金の上限額を総所得金額等の25%→30%へ引上。</li> <li>・適用下限額10万円→5千円へ引下。</li> <li>・都道府県・市区町村に対する寄付金の適用下限額を超える部分については基本控除に加え、所得割の1割を限度として控除。</li> <li>・所得税対象寄付金のうち、都道府県・市区町村が条例で指定した寄付金を控除対象とする制度創設。</li> <li>○公的年金からの特別徴収開始。(平成21年10月支給分から)</li> </ul>		
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	同 左	○土地等の長期譲渡所得に係る特別控除創設 平成20・21年中に取得した土地を譲渡した場合(所有期間5年超のものに限定)、1千万円の所得控除を適用。
			優良住宅	同 左	
			居住用	同 左	
		短期譲渡	一 般	同 左	
			軽 減	同 左	
		事業・雑	休 止	(平成11年度から)	
		株式等	同 左		
	先物取引	同 左			
	特別減税	な し			
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割		
35万円×n+21万円*		35万円×n+32万円*			
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算					
軽自動車税	同 左				
たばこ税	同 左				
年 度	平 成 2 1 年 度				

年 度		平成 22 年 度						
特別区民税	均等割		同 左					
	所得割総合課税		同 左	○住宅借入金等特別税額控除の創設(平成21年～25年までの入居者) ①所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等の5%(上限9.75万円) →①②のいずれか小さい額 <b>※申告不要</b>				
		長期譲渡	一 般	同 左	○土地等の長期譲渡所得に係る特別控除創設 平成21・22年中に取得した土地を譲渡した場合(所有期間5年超のものに限定)、1千万円の所得控除を適用。			
	優良住宅		同 左					
	居住用		同 左					
	所得割分離課税	短期譲渡	一 般	同 左				
			軽 減	同 左				
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)					
		株式等	同 左					
		先物取引	同 左					
		特別減税	なし					
		非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割				
	35万円×n+21万円*		35万円×n+32万円*					
	n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算							
	軽自動車税	同 左						
	たばこ税	22年10月よりたばこ税率改定。たばこ値上げ。手持ち品課税実施。						
		一般品 (千本あたり)	区	都	国	たばこ特別税	計	
		旧3級品 (千本あたり)	4,618円	1,504円	5,302円	820円	12,244円	
			2,190円	716円	2,517円	389円	5,812円	
年 度	平成 22 年 度							

年 度		平成 23 年 度			
特別区民税	均等割		同 左		
	所得割総合課税			同 左	
		長期譲渡	一 般	同 左	
	優良住宅		同 左		
	居住用		同 左		
	所得割分離課税	短期譲渡	一 般	同 左	
			軽 減	同 左	
	事業・雑		休 止 (平成11年度から)		
	株式等		同 左		
	先物取引		同 左		
	特別減税		なし		
	非課税限度額 (所得額)		A 均等割	B 所得割	
			35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*	
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算					
軽自動車税		同 左			
たばこ税		同 左			
年 度		平成 23 年 度			



年 度		平成 24 年 度		
特別区民税	均等割	同 左		
	所得割総合課税	同 左 ○扶養控除の廃止等について ・16歳未満の扶養親族(年少扶養控除)の扶養控除が廃止(33万円→0円) ・16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ分が廃止(45万円→33万円) ○寄附金税額控除の控除適用下限額の変更について ・控除適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられ、2,000円を超える部分が控除の対象に拡大されました。		
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	同 左
			優良住宅	同 左
			居住用	同 左
		短期譲渡	一 般	同 左
			軽 減	同 左
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)	
	株式	上場株 その他	課税株式等に係る譲渡所得金額×1.8%(都1.2%)※軽減税率の延長 H25.12.31まで	
	先物取引	同 左		
	特別減税	なし		
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割 35万円×n+21万円*	B 所得割 35万円×n+32万円*	n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平成 24 年 度			

年 度		平成 25 年 度				
特別区民税	均等割	同 左				
	所得割総合課税	同 左 <ul style="list-style-type: none"> <li>○退職所得控除額の縮減について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職所得に係る所得割額から10%を税額控除する措置を廃止。</li> <li>・勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止（ともに平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等より適用）</li> </ul> </li> <li>○介護医療保険料控除の創設               <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年1月1日以降契約した生命保険については、これまでの一般生命保険料控除と個人年金保険料控除の他に、介護医療保険料控除が創設されました。控除限度額はそれぞれ28,000円で、合計適用限度額は70,000円に変更なし。</li> </ul> </li> </ul>				
	所得割分離課税	長期譲渡	一般	同 左		
			優良住宅	同 左		
			居住用	同 左		
	短期譲渡	一般	同 左			
		軽減	同 左			
	事業・雑	休 止 （平成11年度から）				
	株式	上場株 その他	課税株式等に係る譲渡所得金額×1.8%（都1.2%）※軽減税率の延長 H25.12.31まで			
	先物取引	同 左				
	特別減税	なし				
	非課税限度額 （所得額）	A 均等割	B 所得割			
		35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*			
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算						
軽自動車税	同 左					
たばこ税	都から区への税源移譲。25年4月売渡分より。（法人実効税率引き下げによる都区間の財源調整。）					
		区	都	国	たばこ特別税	計
	一般品（千本あたり）	5,262円	860円	5,302円	820円	12,244円
旧3級品（千本あたり）	2,495円	411円	2,517円	389円	5,812円	
年 度	平成 25 年 度					

年 度		平成 26 年度		
特別区民税	均等割	同 左		
	所得割総合課税	同 左 ○給与所得控除額の上限定 ・給与所得控除に上限額が設定され、給与収入金額が1,500万円を超える場合、給与所得控除額は245万円固定される。 ○均等割額の変更 ・東日本大震災を踏まえ、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの間、均等割額が特別区民税・都民税合わせて1,000円加算となる。 (区民税3,000→3,500円、都民税1,000→1,500円)		
	所得割分離課税	長期譲渡	一般	同 左
			優良住宅	同 左
			居住用	同 左
		短期譲渡	一般	同 左
			軽減	同 左
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)	
	株式	上場株 その他	課税株式等に係る譲渡所得金額×1.8%(都1.2%)※軽減税率の延長 H25.12.31まで ※平成27年度課税から区3.0%(都2.0%)	
	先物取引	同 左		
	特別減税	なし		
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割 35万円×n+21万円*	B 所得割 35万円×n+32万円*	n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平成 26 年度			

年 度		平成 27 年度		
特別区民税	均等割	同 左		
	所得割総合課税	同 左 ○住宅借入金等特別控除の延長及び控除限度額の拡充 ・適用期限を平成29年12月31日まで4年間延長。平成26年4月から平成29年12月までの間に居住開始した場合は、控除限度額が所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の7に相当する金額(上限136,500円)になる。		
	長期譲渡	一 般	同 左	
		優良住宅	同 左	
		居住用	同 左	
	短期譲渡	一 般	同 左	
		軽 減	同 左	
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)		
	株式	上場株	課税株式等に係る譲渡所得金額×3%(都2%)	
		その他		
	先物取引	同 左		
	特別減税	なし		
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割	
35万円×n+21万円*		35万円×n+32万円*		
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算				
軽自動車税	同 左			
たばこ税	同 左			
年 度	平成 27 年度			

年 度		平 成 28 年 度				
特別区民税	均等割	同 左				
	所得割総合課税	同 左 ○住宅借入金等特別控除の延長及び控除限度額の拡充 ・適用期限を平成31年6月30日まで延長。平成26年4月から平成31年6月までの間に居住開始した場合は、控除限度額が所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の7に相当する金額(上限136,500円)になる。 ○ふるさと納税 ・特例控除の控除限度額の引き上げ(調整控除後の所得割額の2割) ・ワンストップ特例制度の創設 ○住民税の年金からの特別徴収制度の見直し ・翌年度の仮徴収税額の見直し(29年4月引き落とし分から) ・特別徴収の中止条件の見直し(28年10月から)				
	所得割分離課税	長期譲渡	一 般	同 左		
			優良住宅	同 左		
			居住用	同 左		
	短期譲渡	一 般	同 左			
		軽 減	同 左			
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)				
	株式	上場株	同 左			
		その他	同 左			
先物取引	同 左					
特別減税	なし					
非課税限度額 (所得額)	A 均等割		B 所得割			
	35万円×n+21万円*		35万円×n+32万円*			
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算						
軽自動車税	1. 原動機付自転車	50cc以下	2,000円	50cc超90cc以下	2,000円	
		90cc超	2,400円	三輪以上で20cc超(ミニカー)	3,700円	
	2. 軽自動車	二輪	3,600円	三輪		3,900円
		四輪	乗用自家用※1	10,800円	乗用営業用※1	6,900円
			貨物用自家用※1	5,000円	貨物用営業用※1	3,800円
専ら雪上を走行するもの	3,600円					
3. 小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円				
	その他	5,900円				
4. 二輪の小型自動車	6,000円 [昭和59年度から、ただしミニカーは昭和60年度から創設]					
※1平成27年4月2日以降に最初の新規検査を受けるものは、平成28年度から新税額が適用。						
たばこ税	28年4月より旧3級品のたばこ税率改定。手持ち品課税実施(平成31年まで段階的に実施)。					
		区	都	国	たばこ特別税 計	
	一般品 (千本あたり)	5,262円	860円	5,302円	820円	12,244円
旧3級品 (千本あたり)	2,925円	481円	2,950円	456円	6,812円	
年 度	平 成 28 年 度					

年 度		平成 29 年 度				
特別区民税	均等割	同 左				
	所得割総合課税	<p>○住宅借入金等特別控除の延長及び控除限度額の拡充  ・適用期限を平成33年12月31日まで延長。平成26年4月から平成33年12月までの間に居住開始した場合は、控除限度額が所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の7に相当する金額(上限136,500円)になる。  ○給与所得控除額の見直し  ・給与収入金額が1,200万円を超える場合、給与所得控除額は230万円  で固定される。</p>				
	長期譲渡	一般	同 左			
		優良住宅	同 左			
		居住用	同 左			
	短期譲渡	一般	同 左			
		軽減	同 左			
	事業・雑	休 止 (平成11年度から)				
	株式	上場株	同 左			
		その他	同 左			
	先物取引	同 左				
	特別減税	なし				
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割			
		35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*			
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算						
軽自動車税	同 左					
たばこ税	28年4月より旧3級品のたばこ税率改定。手持ち品課税実施(平成31年まで段階的に実施)。					
		区	都	国	たばこ特別税	計
	一般品 (千本あたり)	5,262円	860円	5,302円	820円	12,244円
旧3級品 (千本あたり)	3,355円	551円	3,383円	523円	7,812円	
年 度	平成 29 年 度					

年 度		平 成 30 年 度				
特別区民税	均等割		同 左			
	所得割総合課税		<p>○スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の新設 ・健康の保持増進及び疾病の予防として、定期健康診断等の一定の取組を行う個人が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入した際に、その購入費用について所得控除(支払対価額-12,000円)を受けることができる(上限控除額は88,000円)。 ○給与所得控除額の見直し ・給与収入金額が1,000万円を超える場合、給与所得控除額は220万円で固定される。</p>			
		長期譲渡	一般	同 左		
	優良住宅		同 左			
	居住用		同 左			
	所得割分離課税	短期譲渡	一般	同 左		
			軽減	同 左		
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)			
	株式	上場株	同 左			
		その他	同 左			
		先物取引	同 左			
		特別減税	なし			
	非課税限度額(所得額)	A 均等割		B 所得割		
35万円×n+21万円*		35万円×n+32万円*				
n=家族数 *控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算						
	軽自動車税	同 左				
たばこ税	28年4月より旧3級品のたばこ税率改定。手持ち品課税実施(平成31年まで段階的に実施)。 30年10月よりたばこ税率改定。たばこ値上げ。手持ち品課税実施(平成33年まで段階的に実施)。					
		区	都	国	たばこ特別税	計
	一般品 (千本あたり)	5,692円	930円	5,802円	820円	13,244円
旧3級品 (千本あたり)	4,000円	656円	4,032円	624円	9,312円	
年 度	平 成 30 年 度					

年 度		令 和 元 年 度				
特別区民税	均等割		同 左			
	所得割総合課税		同 左 ○配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し ・納税者本人に所得制限を導入、納税者本人の合計所得金額に応じて控除額が通減し、一定額で消失する。 ・配偶者控除の対象となる配偶者の給与収入の上限を引き上げ、納税者本人の合計所得金額に応じて控除額は通減し、一定額で消失する。			
		長期譲渡	一般	同 左		
	優良住宅		同 左			
	居住用		同 左			
	所得割分離課税	短期譲渡	一般	同 左		
			軽減	同 左		
		事業・雑	休 止 (平成11年度から)			
	株式	上場株	同 左			
		その他	同 左			
		先物取引	同 左			
		特別減税	なし			
	非課税限度額 (所得額)	A 均等割	B 所得割			
		35万円×n+21万円*	35万円×n+32万円*			
	n=家族数 *同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算 同一生計配偶者:納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の者					
	軽自動車税 (種別割)	同左				
	たばこ税	令和元年10月より旧3級品のたばこ税率改定(一般品と同率に)。 手持ち品課税実施(令和3年まで段階的に実施)。				
		区	都	国	たばこ特別税	計
	一般品・旧3級品(千本あたり)	5,692円	930円	5,802円	820円	13,244円
年 度	令 和 元 年 度					



◎ 所得税及び住民税における所得控除等一覧

(単位:万円)

区分		年度	所得税	H1~4	5~6	7~9	10	11	12~15	16	17~22	23~29	30
		住民税	H2~5	6~7	8~10	11	12	13~16	17	18~23	24~30	R1	
所得税	本人	基礎控除	35	35	<b>38</b>	38	38	38	38	38	38	38	38
	配偶者	一般	35	35	<b>38</b>	38	38	38	38	38	38	38	(*a)38
		同居特別障害	65	65	<b>68</b>	<b>73</b>	73	73	73	73	73	<b>(*5)38</b>	(*a)38
		老人	45	45	<b>48</b>	48	48	48	48	48	48	48	(*a)48
		同居特別障害	75	75	<b>78</b>	<b>83</b>	83	83	83	83	83	<b>(*5)48</b>	(*a)48
		配偶者特別	35	35	<b>38</b>	38	38	38	38	<b>(*2)38</b>	38	38	(*a)38
	扶養	一般	35	35	<b>38</b>	38	<b>(*1)38</b>	<b>38</b>	38	38	38	<b>(*4)38</b>	(*4)38
		同居特別障害	65	65	<b>68</b>	<b>73</b>	<b>(*1)73</b>	<b>73</b>	73	73	73	<b>(*5)38</b>	(*5)38
		特定	45	<b>50</b>	<b>53</b>	<b>58</b>	<b>63</b>	63	63	63	63	<b>(*6)63</b>	(*6)63
		同居特別障害	75	<b>80</b>	<b>83</b>	<b>93</b>	<b>98</b>	98	98	98	98	<b>(*5)63</b>	(*5)63
		老人	45	45	<b>48</b>	48	48	48	48	48	48	48	48
		同居特別障害	75	75	<b>78</b>	<b>83</b>	83	83	83	83	83	<b>(*5)48</b>	(*5)48
		同居老親等	55	55	<b>58</b>	58	58	58	58	58	58	58	58
		特別障害	85	85	<b>88</b>	<b>93</b>	93	93	93	93	93	<b>(*5)58</b>	(*5)58
	障害者	普通障害	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
		特別障害	35	35	35	<b>40</b>	40	40	40	40	40	<b>(*5)75</b>	(*5)75
	老年人		50	50	50	50	50	50	50	50	<b>(*3)0</b>	0	0
	寡婦(夫)・勤労学生		27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
	特別寡婦		35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35

- \*1) 11所得税課税年度のみ年少扶養控除創設 各10万円増
- \*2) 16以降配偶者特別控除は配偶者控除上乗せを廃止
- \*3) 17課税年度から老年人控除廃止
- \*4) 年少扶養親族(～15歳)に対する扶養控除(38万円)を廃止
- \*5) \*4)に伴い、扶養控除または配偶者控除に加算されていた同居特別障害加算の金額(35万円)を特別障害者控除の額に加算
- \*6) 16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(25万円)を廃止

区分		年度	所得税	H1	2~4	5	6~9	10	11~15	16	17~22	23~29	30
		住民税	H2	3~5	6	7~10	11	12~16	17	18~23	24~30	R1	
住民税	本人	基礎控除	30	<b>31</b>	31	<b>33</b>	33	33	33	33	33	33	33
	配偶者	一般	30	<b>31</b>	31	<b>33</b>	33	33	33	33	33	33	(*a)33
		同居特別障害	51	<b>52</b>	52	<b>54</b>	<b>56</b>	56	56	56	56	<b>(*4)33</b>	(*a)33
		老人	35	<b>36</b>	36	<b>38</b>	38	38	38	38	38	38	(*a)38
		同居特別障害	56	<b>57</b>	57	<b>59</b>	<b>61</b>	61	61	61	61	<b>(*4)38</b>	(*a)38
		配偶者特別	30	<b>31</b>	31	<b>33</b>	33	33	33	<b>(*1)33</b>	33	33	(*a)33
	扶養	一般	30	<b>31</b>	31	<b>33</b>	33	33	33	33	33	<b>(*3)33</b>	(*3)33
		同居特別障害	51	<b>52</b>	52	<b>54</b>	<b>56</b>	56	56	56	56	<b>(*4)33</b>	(*4)33
		特定	35	<b>36</b>	<b>39</b>	<b>41</b>	<b>43</b>	<b>45</b>	45	45	45	<b>(*5)45</b>	(*5)45
		同居特別障害	56	<b>57</b>	<b>60</b>	<b>62</b>	<b>66</b>	<b>68</b>	68	68	68	<b>(*4)45</b>	(*4)45
		老人	35	<b>36</b>	36	<b>38</b>	38	38	38	38	38	38	38
		同居特別障害	56	<b>57</b>	57	<b>59</b>	<b>61</b>	61	61	61	61	<b>(*4)38</b>	(*4)38
		同居老親等	42	<b>43</b>	43	<b>45</b>	45	45	45	45	45	45	45
		特別障害	63	<b>64</b>	64	<b>66</b>	<b>68</b>	68	68	68	68	<b>(*4)45</b>	(*4)45
	障害者	普通障害	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
		特別障害	28	28	28	28	<b>30</b>	30	30	30	30	<b>(*4)53</b>	(*4)53
	老年人		48	48	48	48	48	48	48	48	<b>(*2)0</b>	0	0
	寡婦(夫)・勤労学生		26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
	特別寡婦		30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30

- \*1) 17以降配偶者特別控除は配偶者控除上乗せを廃止
- \*2) 18課税年度から老年人控除廃止
- \*3) 年少扶養親族(～15歳)に対する扶養控除(33万円)を廃止
- \*4) \*3)に伴い、扶養控除または配偶者控除に加算されていた同居特別障害加算の金額(23万円)を特別障害者控除の額に加算
- \*5) 16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(12万円)を廃止

(\*a) 配偶者控除・配偶者特別控除（令和元年度改正）

配偶者控除額 配偶者特別控除額			納税義務者の合計所得金額 ( )は給与収入の場合						
			900万円以下		900万円～950万円		950万円～1,000万円		1,000万円超
			(1,120万円以下)		(1,120万円超1,170万円以下)		(1,170万円超1,220万円以下)		(1,220万円超)
配偶者の 給与収入額	配偶者の 合計所得金額	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	所得税 住民税	
配偶者控除(一般)	103万円以下	38万円以下	33	38	22	26	11	13	適用なし
配偶者控除(老人)			38	48	26	32	13	16	
配偶者特別控除	103万円超150万円以下	38万円超85万円以下	33	38	22	26	11	13	
	150万円超155万円以下	85万円超90万円以下	33	36		24		12	
	155万円超160万円以下	90万円超95万円以下	31		21		11		
	160万円超1,667,999円以下	95万円超100万円以下	26		18		9		
	1,667,999円超1,751,999円以下	100万円超105万円以下	21		14		7		
	1,751,999円超1,831,999円以下	105万円超110万円以下	16		11		6		
	1,831,999円超1,903,999円以下	110万円超115万円以下	11		8		4		
	1,903,999円超1,971,999円以下	115万円超120万円以下	6		4		2		
1,971,999円超2,015,999円以下	120万円超123万円以下	3		2		1			
	2,015,999円超	123万円超	適用なし						

## 2. 23区の状況

(1) 特別区税徴収実績調（令和元年5月末）・・・平成30年度決算

区分 区	特別区民税			軽自動車税			特別区たばこ税		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
千代田	16,387,852	16,065,765	98.03	31,848	30,208	94.85	3,712,870	3,711,703	99.97
中央	27,591,795	26,504,676	96.06	69,804	62,381	89.37	2,942,816	2,942,816	100.00
港	74,890,376	72,589,292	96.93	84,005	73,319	87.28	5,713,290	5,713,291	100.00
新宿	44,823,447	43,347,504	96.71	127,048	105,782	83.26	5,910,205	5,910,206	100.00
文京	32,792,367	32,533,787	99.21	56,262	55,269	98.24	1,050,353	1,050,353	100.00
台東	19,511,050	18,859,125	96.66	82,720	70,955	85.78	3,581,673	3,581,673	100.00
墨田	22,848,212	22,428,961	98.17	116,272	113,103	97.27	2,079,849	2,079,844	100.00
江東	48,978,493	48,253,732	98.52	179,641	172,772	96.18	3,668,687	3,668,687	100.00
品川	45,653,412	45,188,174	98.98	132,824	128,770	96.95	3,249,659	3,249,659	100.00
目黒	44,341,900	43,126,682	97.26	94,071	82,818	88.04	1,881,269	1,881,269	100.00
大田	71,093,265	70,031,156	98.51	331,292	318,417	96.11	4,811,974	4,811,974	100.00
世田谷	121,755,937	117,953,934	96.88	366,726	319,606	87.15	4,154,218	4,154,218	100.00
渋谷	50,426,461	49,232,345	97.63	79,318	71,671	90.36	3,295,008	3,295,008	100.00
中野	33,627,135	32,261,553	95.94	118,887	109,308	91.94	1,883,042	1,883,042	100.00
杉並	65,557,510	63,217,156	96.43	204,900	179,680	87.69	2,665,872	2,665,872	100.00
豊島	30,439,363	29,355,472	96.44	91,830	83,202	90.60	3,132,540	3,132,540	100.00
北	27,799,203	27,155,154	97.68	129,816	120,837	93.08	2,115,954	2,115,954	100.00
荒川	16,746,378	15,981,674	95.43	80,616	75,522	93.68	1,496,692	1,496,692	100.00
板橋	44,345,171	42,910,142	96.76	287,455	257,080	89.43	3,425,416	3,425,416	100.00
練馬	65,250,907	63,604,624	97.48	381,663	353,060	92.51	3,373,797	3,373,797	100.00
足立	45,684,330	43,751,083	95.77	551,552	478,295	86.72	4,987,637	4,987,637	100.00
葛飾	32,380,504	30,837,513	95.23	277,994	250,537	90.12	3,047,717	3,047,717	100.00
江戸川	50,445,402	49,748,173	98.62	384,492	380,527	98.97	4,584,924	4,584,924	100.00
計	1,033,370,470	1,004,937,677	97.25	4,261,036	3,893,119	91.37	76,765,462	76,764,292	100.00

入湯税・・・区内にも日帰り鉱泉浴場はあるが、利用料金が1200円（税抜）以下のため、課税免除である。  
 鉱山税・・・区内には鉱物の掘採事業場がない。

(単位：千円、%)

入 湯 税			鉱 産 税			法 定 5 税 計			
調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	
8,511	8,511	100.00				20,141,081	19,816,187	98.39	千代田
1,858	1,858	100.00				30,606,273	29,511,731	96.42	中央
3,425	3,425	100.00				80,691,096	78,379,327	97.14	港
45,893	45,893	100.00				50,906,593	49,409,385	97.06	新宿
26,257	26,257	100.00				33,925,239	33,665,666	99.23	文京
3,033	3,033	100.00				23,178,476	22,514,786	97.14	台東
13,859	13,859	100.00				25,058,192	24,635,767	98.31	墨田
78,867	78,867	100.00				52,905,688	52,174,058	98.62	江東
0	0					49,035,895	48,566,603	99.04	品川
0	0					46,317,240	45,090,769	97.35	目黒
13,270	13,270	100.00				76,249,801	75,174,817	98.59	大田
2,465	2,465	100.00				126,279,346	122,430,223	96.95	世田谷
0	0					53,800,787	52,599,024	97.77	渋谷
0	0					35,629,064	34,253,903	96.14	中野
17,811	17,811	100.00				68,446,093	66,080,519	96.54	杉並
0	0					33,663,733	32,571,214	96.75	豊島
0	0					30,044,973	29,391,945	97.83	北
0	0					18,323,686	17,553,888	95.80	荒川
827	827	100.00				48,058,869	46,593,465	96.95	板橋
25,648	25,648	100.00				69,032,015	67,357,129	97.57	練馬
0	0					51,223,519	49,217,015	96.08	足立
7,804	7,804	100.00				35,714,019	34,143,571	95.60	葛飾
44,894	44,894	100.00				55,459,712	54,758,518	98.74	江戸川
294,422	294,422	100.00	0	0		1,114,691,390	1,085,889,510	97.42	計

23区の状況 30年度決算

区分 区	特 別 区 民 税								
	現 年 度 分			過 年 度 分			小 計		
	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合
千代田	15,997,019	15,859,307	99.14	99,988	88,862	88.87	16,097,007	15,948,169	99.08
中央	26,334,256	26,030,127	98.85	186,547	138,791	74.40	26,520,803	26,168,918	98.67
港	72,107,614	71,318,172	98.91	527,886	474,565	89.90	72,635,500	71,792,737	98.84
新宿	43,224,030	42,500,780	98.33	273,030	224,440	82.20	43,497,060	42,725,220	98.23
文京	32,323,669	32,260,004	99.80	192,752	168,437	87.39	32,516,421	32,428,441	99.73
台東	18,794,805	18,512,432	98.50	138,960	110,107	79.24	18,933,765	18,622,539	98.36
墨田	22,292,110	22,068,201	99.00	121,265	102,931	84.88	22,413,375	22,171,132	98.92
江東	48,090,623	47,751,022	99.29	222,226	192,638	86.69	48,312,849	47,943,660	99.24
品川	45,031,147	44,726,950	99.32	196,315	176,244	89.78	45,227,462	44,903,194	99.28
目黒	42,941,567	42,451,984	98.86	229,314	191,717	83.60	43,170,881	42,643,701	98.78
大田	69,690,251	69,134,113	99.20	366,239	332,701	90.84	70,056,490	69,466,814	99.16
世田谷	116,856,917	115,655,434	98.97	583,076	514,861	88.30	117,439,993	116,170,295	98.92
渋谷	48,953,763	48,410,990	98.89	326,067	281,045	86.19	49,279,830	48,692,035	98.81
中野	32,133,608	31,631,190	98.44	157,239	134,466	85.52	32,290,847	31,765,656	98.37
杉並	62,911,531	62,172,699	98.83	325,633	292,198	89.73	63,237,164	62,464,897	98.78
豊島	29,304,992	28,816,321	98.33	166,606	130,180	78.14	29,471,598	28,946,501	98.22
北	27,032,394	26,728,733	98.88	124,487	101,977	81.92	27,156,881	26,830,710	98.80
荒川	15,857,830	15,594,200	98.34	110,667	91,749	82.91	15,968,497	15,685,949	98.23
板橋	42,599,041	42,020,622	98.64	222,747	174,070	78.15	42,821,788	42,194,692	98.54
練馬	62,973,349	62,265,498	98.88	311,632	263,028	84.40	63,284,981	62,528,526	98.80
足立	43,624,921	42,787,649	98.08	260,288	166,538	63.98	43,885,209	42,954,187	97.88
葛飾	30,655,905	30,073,049	98.10	161,077	110,269	68.46	30,816,982	30,183,318	97.94
江戸川	49,522,700	49,301,648	99.55	216,322	182,330	84.29	49,739,022	49,483,978	99.49
計	999,254,042	988,071,125	98.88	5,520,363	4,644,144	84.13	1,004,774,405	992,715,269	98.80

(単位：千円、%)

特 別 区			民 税			
滞 納	繰 越	分	合 計			
調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	
290,845	117,596	40.43	16,387,852	16,065,765	98.03	千代田
1,070,992	335,758	31.35	27,591,795	26,504,676	96.06	中央
2,254,876	796,555	35.33	74,890,376	72,589,292	96.93	港
1,326,387	622,284	46.92	44,823,447	43,347,504	96.71	新宿
275,946	105,346	38.18	32,792,367	32,533,787	99.21	文京
577,285	236,586	40.98	19,511,050	18,859,125	96.66	台東
434,837	257,829	59.29	22,848,212	22,428,961	98.17	墨田
665,644	310,072	46.58	48,978,493	48,253,732	98.52	江東
425,950	284,980	66.90	45,653,412	45,188,174	98.98	品川
1,171,019	482,981	41.24	44,341,900	43,126,682	97.26	目黒
1,036,775	564,342	54.43	71,093,265	70,031,156	98.51	大田
4,315,944	1,783,639	41.33	121,755,937	117,953,934	96.88	世田谷
1,146,631	540,310	47.12	50,426,461	49,232,345	97.63	渋谷
1,336,288	495,897	37.11	33,627,135	32,261,553	95.94	中野
2,320,346	752,259	32.42	65,557,510	63,217,156	96.43	杉並
967,765	408,971	42.26	30,439,363	29,355,472	96.44	豊島
642,322	324,444	50.51	27,799,203	27,155,154	97.68	北
777,881	295,725	38.02	16,746,378	15,981,674	95.43	荒川
1,523,383	715,450	46.96	44,345,171	42,910,142	96.76	板橋
1,965,926	1,076,098	54.74	65,250,907	63,604,624	97.48	練馬
1,799,121	796,896	44.29	45,684,330	43,751,083	95.77	足立
1,563,522	654,195	41.84	32,380,504	30,837,513	95.23	葛飾
706,380	264,195	37.40	50,445,402	49,748,173	98.62	江戸川
28,596,065	12,222,408	42.74	1,033,370,470	1,004,937,677	97.25	計

23区の状況 30年度決算

区分 区	軽 自 動 車 税								
	現 年 度 分			過 年 度 分			小 計		
	調 定 額	収 入 額	収入 歩合	調 定 額	収 入 額	収入 歩合	調 定 額	収 入 額	収入 歩合
千代田	30,465	29,773	97.73	5	5	100.00	30,470	29,778	97.73
中央	63,715	61,572	96.64	28	28	100.00	63,743	61,600	96.64
港	74,801	71,715	95.87	155	96	61.94	74,956	71,811	95.80
新宿	107,153	101,089	94.34	0	0		107,153	101,089	94.34
文京	54,863	54,481	99.30	13	9	69.23	54,876	54,490	99.30
台東	72,717	69,359	95.38	14	12	85.71	72,731	69,371	95.38
墨田	112,825	111,007	98.39	19	19	100.00	112,844	111,026	98.39
江東	172,468	169,270	98.15	60	60	100.00	172,528	169,330	98.15
品川	128,667	125,651	97.66	69	60	86.96	128,736	125,711	97.65
目黒	82,687	79,303	95.91	160	105	65.63	82,847	79,408	95.85
大田	317,506	313,356	98.69	182	151	82.97	317,688	313,507	98.68
世田谷	323,833	308,698	95.33	142	127	89.44	323,975	308,825	95.32
渋谷	72,801	70,006	96.16	372	164	44.09	73,173	70,170	95.90
中野	109,459	106,627	97.41	228	218	95.61	109,687	106,845	97.41
杉並	182,708	176,000	96.33	225	139	61.78	182,933	176,139	96.29
豊島	84,464	81,770	96.81	93	83	89.25	84,557	81,853	96.80
北	122,139	118,687	97.17	26	26	100.00	122,165	118,713	97.17
荒川	75,781	73,953	97.59	82	80	97.56	75,863	74,033	97.59
板橋	257,999	248,889	96.47	228	218	95.61	258,227	249,107	96.47
練馬	354,488	345,529	97.47	163	142	87.12	354,651	345,671	97.47
足立	489,725	467,270	95.41	513	219	42.69	490,238	467,489	95.36
葛飾	253,143	243,336	96.13	28	22	78.57	253,171	243,358	96.12
江戸川	381,372	379,772	99.58	464	266	57.33	381,836	380,038	99.53
計	3,925,779	3,807,113	96.98	3,269	2,249	68.80	3,929,048	3,809,362	96.95

(単位：千円、%)

軽 自 動 車 税						
滞 納 繰 越 分			合 計			
調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	
1,378	430	31.20	31,848	30,208	94.85	千代田
6,061	781	12.89	69,804	62,381	89.37	中央
9,049	1,508	16.66	84,005	73,319	87.28	港
19,895	4,693	23.59	127,048	105,782	83.26	新宿
1,386	779	56.20	56,262	55,269	98.24	文京
9,989	1,584	15.86	82,720	70,955	85.78	台東
3,428	2,077	60.59	116,272	113,103	97.27	墨田
7,113	3,442	48.39	179,641	172,772	96.18	江東
4,088	3,059	74.83	132,824	128,770	96.95	品川
11,224	3,410	30.38	94,071	82,818	88.04	目黒
13,604	4,910	36.09	331,292	318,417	96.11	大田
42,751	10,781	25.22	366,726	319,606	87.15	世田谷
6,145	1,501	24.43	79,318	71,671	90.36	渋谷
9,200	2,463	26.77	118,887	109,308	91.94	中野
21,967	3,541	16.12	204,900	179,680	87.69	杉並
7,273	1,349	18.55	91,830	83,202	90.60	豊島
7,651	2,124	27.76	129,816	120,837	93.08	北
4,753	1,489	31.33	80,616	75,522	93.68	荒川
29,228	7,973	27.28	287,455	257,080	89.43	板橋
27,012	7,389	27.35	381,663	353,060	92.51	練馬
61,314	10,806	17.62	551,552	478,295	86.72	足立
24,823	7,179	28.92	277,994	250,537	90.12	葛飾
2,656	489	18.41	384,492	380,527	98.97	江戸川
331,988	83,757	25.23	4,261,036	3,893,119	91.37	計



23区の状況 30年度決算

区分 区	特 別 区 た ば こ 税								
	現 年 度 分			過 年 度 分			小 計		
	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合
千代田	3,711,797	3,711,701	100.00	2	2	100.00	3,711,799	3,711,703	100.00
中央	2,942,816	2,942,816	100.00	0	0		2,942,816	2,942,816	100.00
港	5,713,290	5,713,291	100.00	0	0		5,713,290	5,713,291	100.00
新宿	5,910,204	5,910,205	100.00	1	1	100.00	5,910,205	5,910,206	100.00
文京	1,050,353	1,050,353	100.00	0	0		1,050,353	1,050,353	100.00
台東	3,581,672	3,581,672	100.00	1	1	100.00	3,581,673	3,581,673	100.00
墨田	2,079,849	2,079,844	100.00	0	0		2,079,849	2,079,844	100.00
江東	3,668,687	3,668,687	100.00	0	0		3,668,687	3,668,687	100.00
品川	3,249,658	3,249,658	100.00	0	0		3,249,658	3,249,658	100.00
目黒	1,881,268	1,881,268	100.00	1	1	100.00	1,881,269	1,881,269	100.00
大田	4,811,972	4,811,972	100.00	1	1	100.00	4,811,973	4,811,973	100.00
世田谷	4,154,218	4,154,218	100.00	0	0		4,154,218	4,154,218	100.00
渋谷	3,295,007	3,295,007	100.00	1	1	100.00	3,295,008	3,295,008	100.00
中野	1,883,042	1,883,042	100.00	0	0		1,883,042	1,883,042	100.00
杉並	2,665,872	2,665,872	100.00	0	0		2,665,872	2,665,872	100.00
豊島	3,132,540	3,132,540	100.00	0	0		3,132,540	3,132,540	100.00
北	2,115,942	2,115,942	100.00	1	1	100.00	2,115,943	2,115,943	100.00
荒川	1,496,605	1,496,605	100.00	0	0		1,496,605	1,496,605	100.00
板橋	3,425,415	3,425,415	100.00	1	1	100.00	3,425,416	3,425,416	100.00
練馬	3,373,797	3,373,797	100.00	0	0		3,373,797	3,373,797	100.00
足立	4,987,637	4,987,637	100.00	0	0		4,987,637	4,987,637	100.00
葛飾	3,047,717	3,047,717	100.00	0	0		3,047,717	3,047,717	100.00
江戸川	4,584,924	4,584,924	100.00	0	0		4,584,924	4,584,924	100.00
計	76,764,282	76,764,183	100.00	9	9	100.00	76,764,291	76,764,192	100.00

(単位：千円、%)

特 別 区 た ば こ 税						
滞 納 繰 越 分			合 計			
調 定 額	収 入 額	収入 歩合	調 定 額	収 入 額	収入 歩合	
1,071	0	0.00	3,712,870	3,711,703	99.97	千代田
0	0		2,942,816	2,942,816	100.00	中央
0	0		5,713,290	5,713,291	100.00	港
0	0		5,910,205	5,910,206	100.00	新宿
0	0		1,050,353	1,050,353	100.00	文京
0	0		3,581,673	3,581,673	100.00	台東
0	0		2,079,849	2,079,844	100.00	墨田
0	0		3,668,687	3,668,687	100.00	江東
1	1	100.00	3,249,659	3,249,659	100.00	品川
0	0		1,881,269	1,881,269	100.00	目黒
1	1	100.00	4,811,974	4,811,974	100.00	大田
0	0		4,154,218	4,154,218	100.00	世田谷
0	0		3,295,008	3,295,008	100.00	渋谷
0	0		1,883,042	1,883,042	100.00	中野
0	0		2,665,872	2,665,872	100.00	杉並
0	0		3,132,540	3,132,540	100.00	豊島
11	11	100.00	2,115,954	2,115,954	100.00	北
87	87	100.00	1,496,692	1,496,692	100.00	荒川
0	0		3,425,416	3,425,416	100.00	板橋
0	0		3,373,797	3,373,797	100.00	練馬
0	0		4,987,637	4,987,637	100.00	足立
0	0		3,047,717	3,047,717	100.00	葛飾
0	0		4,584,924	4,584,924	100.00	江戸川
1,171	100	8.54	76,765,462	76,764,292	100.00	計

(2) 23区各区の人口、納税義務者及び1人当り課税額・収入額（平成29年度決算）

※23区の納税義務者数については、現時点(令和元年9月現在)では総務省調査の集計が完了していないため、本表については、平成29年度決算数値を利用している。なお、豊島区分については、下表に30年度決算数値を載せているので、比較参照されたい。

29決算・23区								
区分 区	人口(人) 29年1月1日			納税義務者(人)				
	住民基本台帳 (A1)	外国人登録 (A2)	合計 (A)	普通徴収分	特別徴収分 (年金特徴分含む)	計	うち併徴分	実質納税 義務者(B)
千代田	57,123	2,665	59,788	19,812	27,960	47,772	7,135	40,637
中央	143,464	6,176	149,640	37,156	69,942	107,098	13,190	93,908
港	230,250	18,992	249,242	68,206	95,265	163,471	17,421	146,050
新宿	297,253	41,235	338,488	68,285	132,256	200,541	5,219	195,322
文京	204,795	9,174	213,969	51,700	91,616	143,316	19,505	123,811
台東	179,222	14,600	193,822	45,793	76,634	122,427	11,765	110,662
墨田	253,743	11,495	265,238	52,779	111,084	163,863	16,220	147,643
江東	480,434	26,077	506,511	84,888	214,983	299,871	22,759	277,112
品川	371,019	11,742	382,761	86,865	141,106	227,971	0	227,971
目黒	265,614	8,094	273,708	63,506	118,477	181,983	17,383	164,600
大田	695,696	21,599	717,295	115,183	271,468	386,651	20,475	366,176
世田谷	874,339	18,196	892,535	231,143	321,618	552,761	52,612	500,149
渋谷	212,453	9,825	222,278	65,576	85,063	150,639	15,002	135,637
中野	309,767	15,693	325,460	72,801	125,428	198,229	7,051	191,178
杉並	544,407	14,543	558,950	110,427	239,913	350,340	25,520	324,820
豊島	257,247	27,060	284,307	68,768	102,264	171,032	7,474	163,558
北	325,597	19,552	345,149	74,165	131,337	205,502	17,881	187,621
荒川	195,282	17,831	213,113	40,182	81,200	121,382	9,790	111,592
板橋	534,642	22,667	557,309	103,969	223,248	327,217	27,533	299,684
練馬	707,289	16,422	723,711	144,758	283,577	428,335	47,583	380,752
足立	653,864	27,417	681,281	111,805	237,882	349,687	10,670	339,017
葛飾	438,125	18,768	456,893	80,133	163,769	243,902	9,719	234,183
江戸川	660,687	30,827	691,514	93,195	267,392	360,587	9,635	350,952
計	8,892,312	410,650	9,302,962	1,891,095	3,613,482	5,504,577	391,542	5,113,035

※ 豊島区の人口、納税義務者及び1人当り課税額・収入額（平成30年度決算）

30決算・豊島区								
区分 区	人口(人) 30年1月1日			納税義務者(人)				
	住民基本台帳 (A1)	外国人登録 (A2)	合計 (A)	普通徴収分	特別徴収分	計	うち重複分	実質納税 義務者(B)
豊島	258,101	29,010	287,111	69,546	105,560	175,106	7,772	167,334

\* 「5税」とは、特別区民税・軽自動車税・特別区たばこ税・入湯税・鉦山税。

29決算・23区		区民1人当り課税額 (円)		納税義務者 1人当り(円)	
特別区税 5税計(C)	特別区民税 (現年度)(D)	特別区税 (C)/(A)	特別区民税 (D)/(A)	特別区民税 (D)/(B)	
19,413,040	15,482,192	324,698	258,951	380,988	千代田
28,949,164	24,601,039	193,459	164,401	261,970	中央
79,223,364	69,972,261	317,857	280,740	479,098	港
49,432,431	41,087,283	146,039	121,385	210,357	新宿
33,181,978	31,620,280	155,078	147,780	255,392	文京
22,142,142	18,036,412	114,240	93,057	162,986	台東
24,194,410	21,346,734	91,218	80,481	144,583	墨田
51,140,839	46,157,983	100,967	91,129	166,568	江東
46,962,678	42,836,887	122,695	111,915	187,905	品川
45,484,609	41,763,622	166,179	152,585	253,728	目黒
74,974,969	68,013,439	104,525	94,819	185,740	大田
124,259,878	113,948,465	139,221	127,668	227,829	世田谷
51,158,378	46,091,541	230,155	207,360	339,815	渋谷
35,348,046	31,428,296	108,609	96,566	164,393	中野
66,837,107	61,113,594	119,576	109,336	188,146	杉並
32,804,266	28,337,169	115,383	99,671	173,255	豊島
29,544,944	26,426,073	85,601	76,564	140,848	北
17,802,335	15,254,601	83,535	71,580	136,700	荒川
47,437,821	41,545,464	85,119	74,547	138,631	板橋
68,093,578	61,441,819	94,089	84,898	161,370	練馬
50,404,113	42,614,758	73,984	62,551	125,701	足立
35,020,272	29,811,984	76,649	65,249	127,302	葛飾
54,280,969	47,642,670	78,496	68,896	135,753	江戸川
1,088,091,331	966,574,566	116,962	103,900	189,041	計

30決算・豊島区		区民1人当り課税額 (円)		納税義務者 1人当り(円)	
特別区税 5税計(C)	特別区民税 (現年度)(D)	特別区税 (C)/(A)	特別区民税 (D)/(A)	特別区民税 (D)/(B)	
33,663,733	29,304,992	117,250	102,069	175,129	豊島